

教職大学院認証評価  
自己評価書

令和 6年 6月

佐賀大学大学院学校教育学研究科教育実践探究専攻

## 目 次

I	教職大学院の現況	1
II	教職大学院の目的	1
III	教職大学院の3つのポリシー	2
IV	前回評価からの状況・経緯	5
V	教職大学院の強み、特長	5
VI	前回評価の指摘事項の対応状況	6
VII	基準ごとの自己評価	
	基準領域1 学生の受入れ	7
	基準領域2 教育の課程と方法	11
	基準領域3 学習成果	29
	基準領域4 教育委員会等との連携	34
	基準領域5 学生支援と教育研究環境	36
	基準領域6 教育研究実施組織	46
	基準領域7 点検評価と情報公表	53
VIII	法令要件事項の確認	56

I 教職大学院の現況

- (1) 教職大学院（研究科・専攻）名： 佐賀大学院学校教育学研究科教育実践探究専攻
- (2) 所在地： 佐賀県佐賀市本庄町1番地
- (3) 設置年度、直近の改組等年度： 設置年度 平成28年度
- (4) 入学定員数（令和6年5月1日現在）： 入学定員数 20名

II 教職大学院の目的

佐賀大学大学院学則（抄）

（目的）

第2条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（課程）

第4条 大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

5 専門職学位課程は、高度の専門的能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とする。

6 学校教育学研究科は、専門職大学院設置基準（平成15文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。

佐賀大学大学院学校教育学研究科規則（抄）

（研究科の目的）

第2条 研究科は、学校教育現場の諸課題に対応し、課題を解決できるような「理論と実践の往還」による高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員を養成することを目的とする。

（専攻及びコース）

第3条 研究科に次の専攻及びコースを置く。

専攻名	コース名
教育実践探究専攻	授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コース

2 専攻の目的は、各コースにおいて次に掲げるとおりとする。

- (1) 授業実践探究コース 現代的な学力育成の課題に応じて、授業実践において、学習指導に関する高度な資質を育成することを目的とする。
- (2) 子ども支援探究コース 特別支援教育や生徒指導・教育相談等の多様な教育ニーズに応じて、さまざまな場面において、きめ細かに子どもを指導する高度な資質を育成することを目的とする。
- (3) 教育経営探究コース 地域社会の変貌や少子化等の社会的課題に応じて、地域と連携した学校経営において、高度な資質を育成することを目的とする。

### Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー

- (1) ディプロマ・ポリシー（平成28年1月6日制定）（令和2年4月27日一部改正：（概要）平成28年3月31日に中央教育審議会が作成したガイドラインに沿っているかを確認し、本研究科等において、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の見直しを行ったもの。）

学校教育学研究科教育実践探究専攻では、現代的な学力の育成、多様な教育ニーズへの対応、今日的な学校運営の充実という3つの教育課題に応じて、高度な専門性と実践的な指導力を備えた、学校変革を担うリーダー教員、及び学校教育課題を的確に把握できる新任教員の養成を目的としている。

目的に応じて、以下の学習成果の達成を学位授与の方針とする。

- ① 今日的な教育課題の探究を継続的に行うことができる資質・能力。
- ② 今日的な教育課題の探究に必要とする理論的な考察を行う資質・能力。
- ③ 今日的な教育課題の探究に必要とする実践を新たに試みる資質・能力。

- (2) カリキュラム・ポリシー（平成28年1月6日制定）（令和2年4月27日一部改正：（概要）平成28年3月31日に中央教育審議会が作成したガイドラインに沿っているかを確認し、本研究科等において、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の見直しを行ったもの。）

#### 教育課程の編成

学位授与の方針①～③の達成のために、第1に「課題探究」、第2に「理論と実践の往還」の2つをカリキュラム原理とし、以下の授業科目によって、教育課程を編成する。

- ① 課題探究の具体化のために「目標設定確認科目」、及び「目標達成確認科目」を配置する。
- ② 理論的な考察のために「共通科目」を配置する。
- ③ 新たな実践を試みるために「実習科目」を配置する。
- ④ 理論的考察と実践の試みを総合するために「コース専門科目」を配置する。

#### 教育の実施体制

- ① 各学生に応じて1年次より主指導教員、副指導教員を配置し、適切な指導を行う。
- ② 教員は、学生との面談による履修指導を行い、研究指導実施報告を行う。
- ③ 定期的に、教育課程の編成・実施に関する課題分析、及びその改善について検討・実施する。
- ④ シラバスを明示し、授業科目の目標、内容、及び成績評価について履修学生に周知する。
- ⑤ 各学期末には学生による授業評価アンケートを実施し、その結果に応じて授業改善を行う。
- ⑥ 授業科目の関連や難易度を表現するコースナンバリングを行い、カリキュラム構造を明示する。

#### 教育の実施方法

- ① 授業科目の履修を容易にするために、適切なガイドライン（履修案内等）を提示する。
- ② 定期的に、教員は履修指導や実習指導を行う。
- ③ 必要な場合、教員はティーチング・ポートフォリオの教育理念と教育方法を学生に説明する。
- ④ 実習校・関係機関と協議し、履修学生の課題に応じた実習計画を作成し、個別の指導を行う。
- ⑤ 学修効果を高めるため、理論科目と実習科目の履修時期等を調整する。
- ⑥ 学生の希望に応じて、実践に関する研究論文作成の指導を行う。

#### 学修成果の評価

- ① 授業科目の学修成果を評価するために、授業科目担当教員は、測定する到達目標の特性に応じて、筆記試験、レポート（論文）、作品、発表、活動内容等により多面的評価を行う。
- ② 個別の授業科目の成績評価方法については、シラバスに明示する。
- ③ 成績評価は、（表1）のとおり成績評価基準に基づき判定する。

(表1)

評語 (評価)	評点	評価基準	合否判定	成績評定 (GP)
秀	90 点以上	学修到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を上げている。	合格	4
優	80 点以上 90 点未満	学修到達目標を十分に達成している。		3
良	70 点以上 80 点未満	学修到達目標をおおむね達成している。		2
可	60 点以上 70 点未満	学修到達目標を最低限達成している。		1
不可	60 点未満	学修到達目標を達成していない。	不合格	0

※ 評点は0点から100点とする。

※ 上記により評価が難しい授業科目は、合又は不可の評語によって表し、合を合格とし、不可を不合格とする。

④ 教育課程を通した学修成果を、実践研究報告書及び各授業科目の成績を用いて総合的に評価する。

⑤ 成績評価の結果は、評価分布等を使用して定期的に点検を行い、必要に応じて教育方法等の改善を行う。

### (3) アドミッション・ポリシー（平成28年1月6日制定）

#### 求める学生像

学校教育学研究科は、現代的な学力の育成、多様な教育ニーズへの対応、今日的な学校運営の充実という3つの教育課題に応じて、高度な専門性と実践的な指導力を備えた教員の養成を目的としています。そのため、本研究科が求める学生像は以下の通りです。

(学部卒業生等)

- ① 学校教育に関する基礎的な知識・理解を有する者
- ② 学校教育の現場が直面している諸問題について課題意識を有する者
- ③ 将来、地域の学校改革を担うリーダーとして必要な専門的知識や技術等の修得を目指す者

(現職教員等)

- ① 学校教育に関する基礎的な知識・理解を確かに有する者
- ② 学校教育の現場が直面している諸問題について明確な課題意識を有する者
- ③ 地域の学校変革を担うリーダーに必要な理論の修得、及び実践力の形成を目指す者

#### 入学者選抜の基本方針

##### ① 一般入試（学部卒業生等）

入学者選抜においては、現代的な学力の育成、多様な教育ニーズへの対応、今日的な学校運営の充実という3領域のいずれかに該当する研究計画書の提出を求めます。また、3領域を横断して考察する論述の課題を課すとともに、口述試験と面接等を行います。これらを総合し、志望動機と学修意欲、及び教員に求められる基礎的な資質・能力の形成を判定します（表2）。

##### ② 現職教員等入試

入学者選抜においては、現代的な学力の育成、多様な教育ニーズへの対応、今日的な学校運営の充実という領域のいずれかに該当する研究計画書の提出を求めます。また、3領域を横断して考察する論述の課題を課すとともに、口述試験と面接等を行います。これらを総合し、志望動機と学修意欲、及びリーダー教員の候補者に求められる一定水準以上の資質・能力の形成を判定します（表2）。

学校教育学研究科で学ぶために必要な能力や適性等とその評価方法

(表 2)

観点	入学後に必要な能力や適性等	評価方法	入試方法	対象
知識・理解・思考・判断	大学院で学ぶために必要な汎用的な基礎学力	筆記試験によって、本研究科で学ぶために必要な基礎学力を評価する。	一般入試 現職教員等入試	教育実践 探究専攻
		口述試験によって、本研究科で学ぶために必要な基礎学力を評価する。		
		成績証明書によって、本研究科で学ぶために必要な基礎学力を評価する。		
	専門分野における学習能力や研究遂行能力	筆記試験によって、本研究科で学ぶために必要な専門分野における学習能力や研究遂行能力を評価する。		
		口述試験によって、本研究科で学ぶために必要な専門分野における学習能力や研究遂行能力を評価する。		
		教育実践研究業績書・活動報告書及び実践研究計画書によって、本研究科で学ぶために必要な専門分野における学習能力や研究遂行能力を評価する。		
興味・態度	志望専攻で学ぶための明確な志望動機や入学後の意欲	志望理由書及び口述試験によって、志望専攻で学ぶ動機、意欲、経験等を評価する。		

#### IV 前回評価からの状況・経緯

令和元年度の前回認証評価以降、次に述べるような改善策を実施した。

##### 1. 特別支援学校教員専修免許状の授与と「子ども支援探究コース」の再編及びカリキュラム改革

本教職大学院では、特別支援教育の充実という佐賀県教育界のニーズに応える形で、令和2年度入学生から、特別支援学校教員専修免許状の授与が可能となった。これに伴い、主として特別支援教育の指導を担当する「子ども支援探究コース」を「生徒指導・教育相談系」と「特別支援教育系」に分割することによる組織再編、主に特別支援教育系学生を対象とする授業を5科目新設し、専修免許状取得のためにはそのうち4科目を選択履修するというカリキュラム改革を行った。

##### 2. その他のカリキュラム改革

本教職大学院では、学生のニーズやカリキュラムの体系的観点からカリキュラム・デザインの再考を行い、令和2年度入学生から次のようなカリキュラム改革を行った。

###### (1) 「共通必修科目」のカリキュラム改革

従来「共通必修科目」とされていた科目群を「共通科目」としたうえで、これを「必修科目」と「選択必修科目」に分割し、1科目を除外、1科目を新設することで、「必修科目」を8科目、「選択必修科目」を2科目、併せて「共通科目」数を10科目とした。新設した科目は、「学校教育と教員の在り方に関する調査方法論」であり、データ収集・分析の方法について指導している。

###### (2) 「教育経営探究コース」のカリキュラム改革

コース選択科目から「学校内外連携・協働論」と「学校組織論」をコース必修科目に移設した。また、学校経営に関する法的知識が今後のスクールリーダーにとっては不可欠であることに鑑み、「学校経営法規論」をコース必修科目として新設した。

###### (3) 「授業実践探究コース」のカリキュラム改革

教育内容に関する指導を充実させるため、「教育内容の開発Ⅰ（基礎）」「教育内容の開発Ⅱ（発展）」「教科教育の理論と実践」を新設した。これら科目を担当する教育学部教員は教職大学院の「兼任」教員となっており、教育学部と教職大学院の一体的運営の重要な構成要素となっている。

#### V 教職大学院の強み、特長

本教職大学院の強みと特長としては、以下の2点が挙げられる。

##### 1. 特別支援教育関連指導の強化

佐賀県教育界のニーズに応える形で、特別支援学校教員専修免許状を授与できるよう改革を実施したことは上述したが、加えて全学生が受講する必修科目においても、心理・発達検査道具を実際に体験したり、発達障害等の特性を体感する機会を多く取り入れたりすることで、知識だけではなく実践知として習得できるように授業内容を再構成するようにしている。

##### 2. 「効果検証プロジェクト」を通じた「研究者教員と実務家教員の協働」

本教職大学院では、令和2年度以降「効果検証プロジェクト」を継続的に実施し、毎年『佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要』（以降、研究科紀要と表記）にその成果を掲載している。例えば、修了生及びその勤務先管理職を対象としたアンケート調査を、令和元年度修了生については令和2年度に、令和2年度修了生については令和3年度に、それぞれ実施した。また、各コースの修了までのロードマップを提示することによりカリキュラム・デザインのあり様を検討したり、上述アンケート調査の結果を深掘するためのインタビュー調査を実施するなどしている。その過程においては、課題設定や先行研究の考察、質問項目の作成や調査実施、回答結果の分析・論文化等全てにおいて研究者教員と実務家教員がそれぞれの専門性を活かしながら協働作業を行っている。

## VI 前回評価の指摘事項の対応状況

(旧) 基準 3-1	指摘事項 今後、実習校からの要望として各学生の実習テーマ・課題の設定が実習開始前に行われるような工夫が望まれる。
改善等の状況 学生は1年次前期の「教育実践課題研究Ⅰ」において集団指導体制の下、実習テーマ・課題を事前に設定し1年次実習を実施し、1年次実習の事後指導をその他の指導と繋げる形で2年次実習のテーマ・課題を事前に設定する。1年次実習・2年次実習ともに、実施前に研究計画発表会を開き、オープンな形で検討することとしている。また、両実習ともに、終了後にも報告会を開き、事前に設定したテーマ・課題がどの程度達成できたか、達成できた要因は何だったのか、今後の課題は何か等について検討する機会を設けている。	
(旧) 基準 3-5	指摘事項 実習科目において評価の観点や規準を示した実習評価票がないため、今後はこれを作成・活用して、実習において修得した資質・能力の多面的・多角的な評価を行うことが望まれる。
改善等の状況 「実習の手引き」を改訂し、評価の観点や規準を示した実習評価表を作成し、これを基に実習において修得した資質・能力を多面的・多角的に評価することとしている。当該修正はシラバスにも反映している。	
(旧) 基準 7-1	指摘事項 今後、学内の多様な教育環境を用いてアクティブ・ラーニングを一層推進する授業の在り方を工夫していくことが望まれる。
改善等の状況 指摘を受けた後、多くの授業で教育学部の社会科教室やアクティブ・ラーニング教室などの可動式机や電子黒板を配置した教室でのグループワークを行ったり、「教科等における ICT の利活用の基礎と課題」では総合研究1号館の ICT 施設を使うなど、学内の多様な教育環境を用いてより充実した授業を実施するようにしている。	
(旧) 基準 9-2	指摘事項 日常的な教育評価や授業改善等は活発に行われているが、今後教職大学院独自の FD 活動を行うとともに、その記録をつけて保管し、教育改善に活かすなどの工夫が望まれる。
改善等の状況 指摘を受けた後、本教職大学院独自の FD を年数回実施している。例えば令和4年度には、令和3年度に行った「修了生及び勤務先管理職アンケート調査」結果を題材に、個々の授業やカリキュラム、指導方法等の改善のための FD を1回(5月)、各コースで実施している意見交換会の結果を教職大学院全専任教員で検討する FD を2回(8月・3月)、教職大学院内の円滑な業務引継ぎの方策を検討する FD を1回(2月)、12月に福井大学で開催された「令和4年度日本教職大学院協会研究大会」の「実践研究成果発表」として行った内容及び研究大会の様相について報告する FD を1回(3月)、計5回実施した。令和5年度は、令和4年度12月に中教審答申から今後の佐賀大学教職大学院の方向性について検討する FD を5月に実施し、また8月と3月に学生との意見交換会で出された意見を検討する FD を行った。毎回の FD では議事録を作成し、これを共有・保管することも実行している。これらを通して、授業内容を見直したり、学生の研究設備の充実を図るなど、更なる教育改善に活用している。例えば、学生からの要望が多かった学級経営や保護者対応については、授業で扱う回数を増やすとともに、授業外指導として令和5年度から年2回ほどみなし実務家教員による特別指導の機会を設けるなどの対応を行った。	

## VII 基準ごとの自己評価

## 基準領域 1 学生の受入れ

## 基準 1-1

○ アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを行っていること。

**観点 1-1-1** どのようなコース等を設定し、学生を受入れているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

本教職大学院では教育実践探究専攻の中に授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コースの3つのコースを設定している。授業実践探究コースは現代的な学力育成の課題に応じて、教育課程編成及び授業実践に関する高度な資質を育成することを目的とする。子ども支援探究コースは特別支援教育や生徒指導・教育相談等の多様な教育ニーズに応じて、さまざまな場面において、きめ細かに子どもを指導・支援する高度な資質を育成することを目的とする。教育経営探究コースは地域社会の変貌や少子化等の社会的課題に応じて、地域と連携した学校経営において、高度な資質を育成することを目的とする〔資料1〕。

学生募集については、学部卒業生等学生10名程度と現職教員等学生10名程度の計20名を募集している。入学者の選抜は、コース単位ではなく、専攻で実施している。コースについては、入学手続き時に提出されるコース調査票をもとに、入学試験の成績等を参考に決定している。各コースの受け入れ人数は、授業実践探究コース10名程度、子ども支援探究コース5名程度、教育経営探究コース5名程度を目安としている〔資料2〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料1〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科規則（p.16）

〔資料2〕 令和6年4月入学佐賀大学大学院学校教育学研究科学生募集要項（p.3）

**観点 1-1-2** どのような取組により、入学者選抜の公平性、平等性、開放性を確保しているか。

[観点到る取組・改善等の状況]

「Ⅲ 教職大学院の3つのポリシー」の(3)に示したアドミッション・ポリシーに基づき、入学者選抜の基本方針を定め、また、本教職大学院で学ぶために必要な能力や適性等とその評価方法も明確にしている〔前掲資料2〕。入試方法は、一般入試と現職教員等入試を実施している。定員は一般入試、現職教員等入試それぞれ10名程度の計20名となっている。一般入試は、募集要項にある基礎資格〔前掲資料2〕を満たし、教員免許一種免許状を取得した者（取得見込みを含む）を対象としている。一方、現職教員等入試は、基礎資格を満たし、教員免許一種免許状を取得し、かつ現に学校又は教育関係機関で専任として3年以上在職しているものを対象としている。選抜方法は、学力検査（筆記試験及び口述試験）と事前に提出された実践研究計画書等の評価を総合的に判断している。筆記試験は、学校教育に関する総合的な問題とし、「教育課程・学習指導に関すること」、「生徒指導・教育相談・特別支援教育に関すること」、「学校経営・地域連携教育に関すること」という3つのコースを網羅した内容としている。口述試験は、教育実践に関する場面指導及び面接を実施している〔前掲資料2〕。筆記試験、口述試験、実践研究計画書についてそれぞれ評価・採点基準を作成し、採点が公正に行われるようにしている。さらに筆記試験と口述試験については、ルーブリック評価を導入し、教職大学院にふさわしい達成度を見る採点方法を採用している。なお、それぞれの特性を活かすために、一般入試については筆記試験の配点を、現職教員等入試については面接等試験の配点を、それぞれ重くしている。

入学者選抜の実施体制として、学校教育学研究科入学試験実施委員会を組織し、問題作成担当者、筆記試験担

当者などそれぞれ複数の担当者を定め入学試験を実施している。試験の結果は、選考担当者会議が入学試験成績票を作成し入試課に提出する。その後入試課が作成する資料を基に学校教育学研究科委員会の審議を経て可否を決定している。

以上、入学者選抜については、一般入試・現職教員等入試双方ともに同様の手続きを取ることや同様のルーブリックを用いた採点をすることによって平等性を、その際にも受験資格や配点等両者の特性を活かす形で違いを設けることによって公平性を、本教職大学院で学ぶために必要な能力や適性等とその評価方法を明確にし、募集要項で公表していることや入試の実施を本教職大学院全専任教員で分担して行うことによって開放性を確保している。また、これらのことは一般入試では、出身大学に関係なく同じ対応をしており、現職教員等入試においても異なる機関や校種であっても同じ対応をしており、平等性や公平性、開放性は確保している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 2〕 令和 6 年 4 月入学佐賀大学大学院学校教育学研究科学生募集要項 (p. 2)

〔前掲資料 2〕 令和 6 年 4 月入学佐賀大学大学院学校教育学研究科学生募集要項 (p. 3、4)

〔前掲資料 2〕 令和 6 年 4 月入学佐賀大学大学院学校教育学研究科学生募集要項 (p. 2)

**観点 1-1-3** 入学者数を確保するため、どのような取組を行っているか。実入学者数が入学定員を大幅に下回る又は超える場合、是正に向けてどのような手立てをとっているか、あるいは是正のためにどのような検討を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

現職教員等入試を実施しており、佐賀県教育委員会からは毎年 10 名程度の推薦を受けている〔資料 3、6〕。一方で、一般入試では、学生の確保のため以下の取り組みを行っている。

1 つ目は教職大学院についての学部卒業生等学生向け説明会を年 2 回 5 月に実施している。本学は総合大学であるため、教員免許の取得が可能な学部が教育学部、理工学部、農学部、芸術地域デザイン学部、経済学部の 5 つある。それらの学部 4 年生全員に向け学内のメールで教職大学院説明会の日程等を事前に通知したり、教員免許取得希望者が全員参加する教育実習の事前指導や事後指導で教職大学院のリーフレットを配付するとともに、説明会の日程等について周知した上で教職大学院の説明会を実施している。説明会の内容としては、教職大学院の目的、学修内容、取得できる免許、その他メリットについて広報している〔資料 3〕。

2 つ目は、入試説明会を年 3 回 8、9 月に実施している。その内 2 回が学部卒業生等向け、1 回が現職教員等向けである。現職教員等向けは佐賀県教育委員会と共同で開催している。入試説明会ではコース選択や提出書類、入試問題等について丁寧に説明している〔資料 4、5〕。教職大学院についての説明会と入試説明会は佐賀県公立学校教員採用選考試験の日程を考慮の上実施している。

3 つ目は他大学への広報活動を行っている。例えば、九州内の教員免許が取得可能な 26 大学に募集要項を送付している。これら 3 つに加えて、個人相談についても随時受け付けるなど、きめ細かな対応を実施し、入学者の安定確保に努めている。

これまで本教職大学院設置以来入学定員を下回ったのは令和 5 年度の 1 回だけである (表 3、4) が、毎年の定員確保は経営上重要であるため、定員割れ以降より一層入試広報に力を注いだ。入試ポスターを作成し、リーフレットを学生に内容やメリットが伝わりやすいものに一新したことに加えて、近隣の私立大学で教員免許が取得できる大学 10 校 (佐賀県 1 校、福岡県 5 校、長崎県 2 校、熊本県 2 校) を直接訪問してリーフレットやポスターを持参し説明を行ったり、模擬授業を実施したりするなどして広報活動を行った。その成果が実り、令和

6年度の入学者数は20名となり入学定員数20名を満たした(表4)。

(表3) 令和2年度～令和6年度佐賀大学大学院学校教育学研究科志願者数等 ※単位：名

入学年度	専攻	入試区分	募集人員	志願者数	受験者数	合格者数	入学手続者数
令和2年度	教育実践探究専攻	一般入試	20	11	11	8	8
		現職教員等入試		12	12	12	12
	合計	20	23	23	20	20	
3年度	教育実践探究専攻	一般入試	20	15	15	8	8
		現職教員等入試		12	12	12	12
	合計	20	27	27	20	20	
4年度	教育実践探究専攻	一般入試	20	11	11	10	10
		現職教員等入試		10	10	10	10
	合計	20	21	21	20	20	
5年度	教育実践探究専攻	一般入試	20	8	8	7	6
		現職教員等入試		12	12	11	10
	合計	20	19	19	17	16	
6年度	教育実践探究専攻	一般入試	20	10	10	10	9
		現職教員等入試		11	11	11	11
	合計	20	21	21	21	20	

(表4) 令和2年度～令和6年度佐賀大学大学院学校教育学研究科コース別の入学者数等 ※単位：名

コース	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
授業実践探究コース	8(2)	10(3)	7(1)	4(3)	12(4)
子ども支援探究コース					
教育相談・生徒指導系	5(3)	3(2)	5(2)	5(1)	2(1)
特別支援教育系	2(2)	2(2)	3(2)	2(1)	2(2)
教育経営探究コース	5(5)	5(5)	5(5)	5(5)	4(4)
入学者数合計	20(12)	20(12)	20(10)	16(10)	20(11)
定員充足率	100%	100%	100%	80%	100%

( )内は、現職教員数で内数

《必要な資料・データ等》

[資料3] 令和6年度教職大学院説明会資料

[資料4] 令和6年度佐賀大学大学院学校教育学研究科入試説明会開催案内

[資料5] 令和6年度佐賀大学大学院学校教育学研究科入試説明会開催報告

[資料6] 佐賀県教育委員会と国立大学法人佐賀大学大学院学校教育学研究科の間の現職教員派遣に係る申し合わせ事項

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院の入学定員充足率は令和2年度～令和6年度平均で96%となっている。入学者数が入学定員を下回ったのは令和5年度の4名だけであり、概ね安定した入学者数を確保できていると判断している。これは入学者数を確保するため、入学試験に関する説明会を佐賀県公立学校教員採用選考試験の日程を考慮して開催し、

佐賀県出身者への広報活動の機能強化を進めていたことに加え、令和6年度入試に向けては他県の大学でも広報活動を行い、近隣県にまで対象を広げたことによる。また、現職教員等入試においては佐賀県教育委員会と協議を重ね、連携しながら進めている結果である。

また、本教職大学院におけるアドミッション・ポリシーに沿って、適切に学生を受入れており、正常に機能していると判断した。筆記試験、口述試験及び書類審査によって、志願者の学習履歴や実務経験等を的確に判断できる方法を採用しており、審査基準も明確に定めている。なお、問題作成や面接を複数の教員で行う組織体制により、公平・公正な判断を行っている。

以上より、アドミッション・ポリシーに沿い、入学者数の確保に努めるとともに、公平性、平等性、開放性を確保した学生の受入れを十分に行っていると判断した。

基準領域 2 教育の課程と方法

基準 2-1

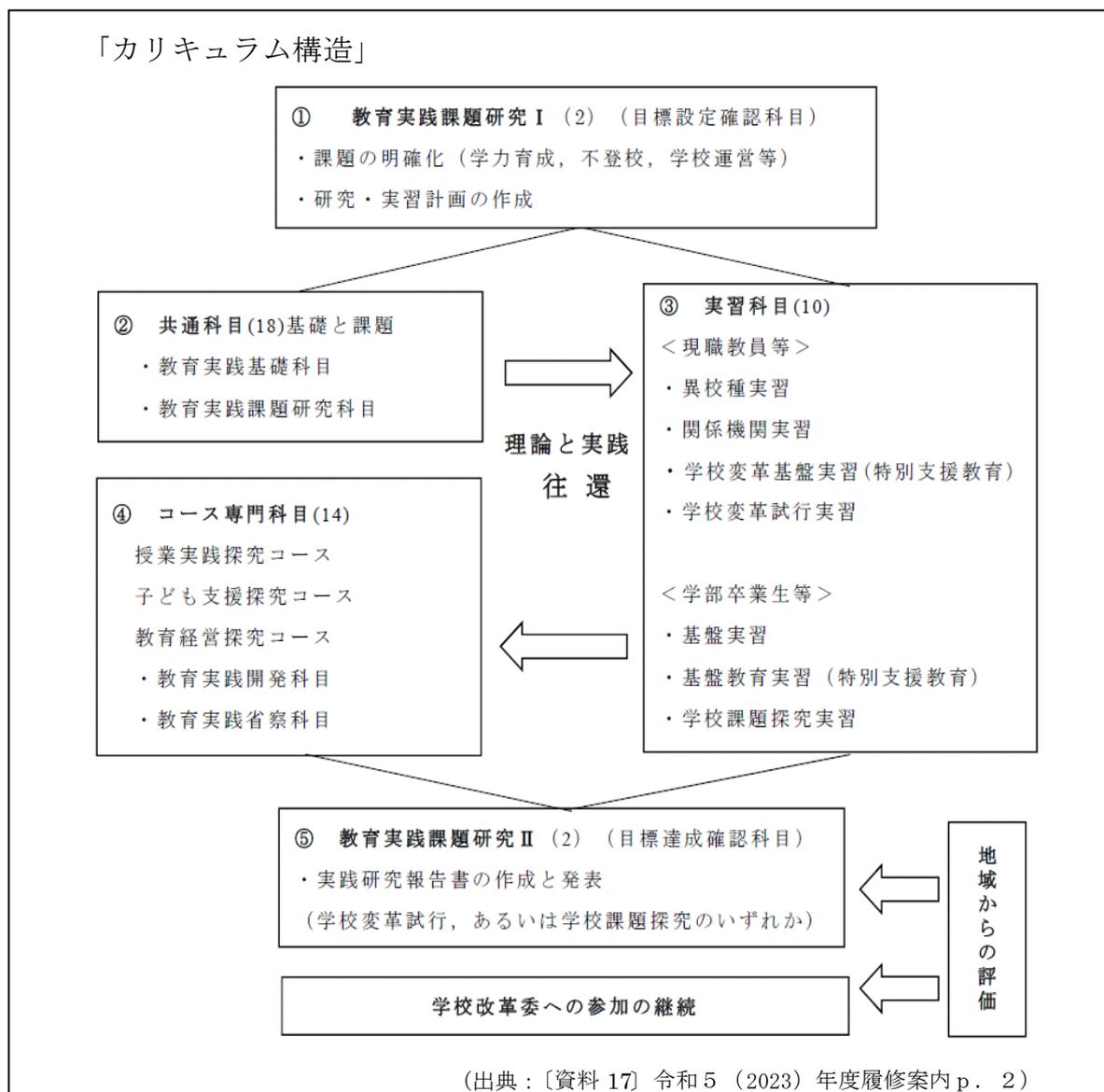
○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成していること。

観点 2-1-1 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成とするため、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院のカリキュラムについては、平成 28 年度の開学以来、授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コースの 3 コースとも、①目標設定確認科目、②共通科目（令和元年度までは「共通必修科目」としていたが、令和 2 年度以降は「共通科目」を大きな括りとし、その中に「共通必修科目」及び「選択必修科目」を置くこととした。）、③実習科目、④コース専門科目、⑤目標達成確認科目で編成し、体系的なカリキュラム編成かつ理論と実践の往還を原理として構造化している〔資料 7、17〕。この基本構造のもと、令和 2 年度に理論と実践の往還の強化を図り、時代の要請に応えるためカリキュラムの見直しを 3 点行った。

(表 5)



1 点目は、子ども支援探究コースに生徒指導・教育相談系と特別支援教育系の 2 つの系をおき、特別支援学校教員専修免許状が取得できるようにした。これに伴い、授業科目「重複障害児の理解と支援」、「知的障害と自閉スペクトラム症の理解と支援」、「基盤教育実習（特別支援教育）」、「学校変革基盤実習（特別支援教育）」、「学校課題探究実習（特別支援教育）」、「学校変革試行実習（特別支援教育）」を新設した〔資料 8〕。

2 点目は、授業実践探究コースの教科教育領域に関する学修についてである。これまでも教科領域に関する学修として「授業実践指導法の研究」と「授業実践内容開発の研究」の科目はあった。教科教育領域の学修をより充実させるため、それら 2 科目を発展的に解消し、「教科教育の理論と実践」、「教育内容の開発Ⅰ（基礎）」、「教育内容の開発Ⅱ（発展）」の 3 科目を新設した〔資料 8、9、10、11〕。このカリキュラム改革以前は教育学部の一部の教科教育及び教科内容の教員がオムニバス形式で担当していたため、授業回によっては、履修者は自分の専門とは異なる教科に関する授業を受けることになっていた。それに対し、この改革以降は教育学部の教科教育及び教科内容の教員全てが担当し、履修者は自身が学修したい教科の教員を選択して学修できるようにした。

3 点目は、全コース選択必修科目として「学校教育と教員のあり方に関する調査方法論」〔資料 12〕を新設した〔資料 8〕。理論と実践の往還を図るためには実践を分析・考察するための方法を学修する必要がある。その方法を学修するのが「学校教育と教員のあり方に関する調査方法論」である。ここでは教育実践研究に必要不可欠な質的研究と量的研究の方法論について学修できるようにしている。このような科目を開設している教職大学院は全国に 5 研究科しかない。

《必要な資料・データ等》

〔資料 7〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則

〔資料 8〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則 別表 1

〔資料 9〕 「教科教育の理論と実践」シラバス

〔資料 10〕 「教育内容の開発Ⅰ（基礎）」シラバス

〔資料 11〕 「教育内容の開発Ⅱ（発展）」シラバス

〔資料 12〕 「学校教育と教員のあり方に関する調査方法論」シラバス

〔資料 17〕 令和 5（2023）年度履修案内（p.5）

**観点 2-1-2** 共通科目、専門科目、実習科目、課題研究等を関連させ、体系的な教育課程編成を図るために、どのような工夫をしているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

観点 2-1-1 で述べたように本教職大学院のカリキュラムは、①目標設定確認科目、②共通科目（共通必修科目及び選択必修科目）、③コース専門科目、④実習科目、⑤目標達成確認科目で編成している。その関連性や体系的な編成は開学当時から十分になされている。このことを簡潔に説明する。①目標設定科目で 2 年間の目標を設定し、②共通科目で高度な専門性と実践的指導力を備えた教員に求められる資質・能力の基礎理論を学修し、③コース専門科目でそのコースで不可欠な実践に関わる理論を学修しつつ、④実習科目で理論に基づいた実践を行う。また、実践の省察を行い、⑤目標達成科目で 2 年間の研究のまとめを行う。1 年次は、目標設定及び共通科目やコース科目を中心とした理論学修を中心とし、2 年次は、実習を通じた実践及びその省察、研究のまとめができるよう時間割の組み立てを工夫している。

ここで重要なのはカリキュラムの編成ばかりでなく、如何に教員及び学生が科目間の関連性や体系的な編成を意識し、2 年間の見通しを持って学修に臨めるようにするかである。このために本教職大学院では、各コースで

修了までのロードマップを入学時に提示し、2年間の学修の概要を理解させるようにしている〔資料 13、14、15〕。例えば、教育経営探究コース修了までのロードマップは、①カリキュラム・デザイン、②各授業科目の概要と科目間相互関係、③考察—これまでの MRP（最終研究成果報告書）のテーマ・内容と各授業との関連性—で構成されている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 13〕 教育経営探究コース修了までのロードマップ

〔資料 14〕 子ども支援探究コース修了までのロードマップ

〔資料 15〕 授業実践探究コース修了までのロードマップ

**観点 2-1-3** 教育課程編成上、教育学、心理学、教科専門といった特定の学問領域に専門特化しないためにどのような方策をとっているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目を開講している〔前掲資料 7〕。科目の授業内容及び方法は次のとおりである。

- ① 共通科目…全コースに共通する学校教育の基盤となり、学校における実践的研究の基礎となる内容を開設している。全コースの学生がこれらを受講するため、全コースの学問領域に関する広い分野の授業を網羅的に受講することになる。
- ② コース専門科目…各コース別に開設するコース専門の授業科目である。ここではコースの専門性を深め、学生が2年間で研究を推進するのに必要な科目を開設している。ただし、特定の学問領域に専門特化しないような授業構成にしている。例えば、教育経営探究コースの授業では、不登校問題に組織としてどう対応するかとかいうときには子ども支援探究コースで扱う心理学の知見を参考にしたり、学力向上の問題に組織としてどう対応するかというときには授業実践探究コースで扱う教科専門や教科教育学の知見を取り挙げたりしている。
- ③ 実習科目…学校及び自己の現状の的確な分析と把握を行い、課題の改善に向けた目標・対応策の立案と組織化、また、地域学校・他者との協働による実践的活動及び研究を行う。ただし、特定の学問領域に専門特化しないよう、例えば、授業方法について実習するのはもちろん、特別に配慮を要する子どもの対応や、授業検討を学校組織としてコーディネートする方法なども総合的に検討課題としている。
- ④ 目標確認科目…目標設定確認科目である教育実践課題研究Ⅰは1年前期に履修し、そこで2年間の研究目標を設定する。目標達成確認科目である教育実践課題研究Ⅱは2年後期に履修し、2年間の研究のまとめを行う。設定した目標やまとめは適宜発表する機会を設け、研究者教員と実務家教員、並びに学生がその発表を聞き、内容に関して議論する場を設けている。ここでも特定の学問領域に専門特化しないよう、国際調査の結果などグローバルな視点、国の教育施策といったナショナルな視点、実習先の学級や特定の児童生徒といったローカルな視点での課題まで幅広く取り上げる中で目標設定や課題探究を行うようにして、教職にふさわしい成果をあげているかを確認している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 7〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院のカリキュラムは、観点2-1-1で述べたとおり平成28年度の設置以来、授業実践探究コース、子ども支援探究コース、教育経営探究コースの3コースとも、①目標設定確認科目、②共通科目（必修科目及び選択必修科目）、③実習科目、④コース専門科目、⑤目標達成確認科目で編成し、体系的なカリキュラム編成かつ理論と実践の往還を原理として構造化している。さらに、令和2年度には時代の要請に応えるため、特別支援教育関係科目の設置などカリキュラムの見直しを実施したことは本学の特色である。

また、①～⑤に含まれる各授業科目の内容を見ると、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、学校における実証的研究にとって重要と考えられる内容を有する科目から、各コースで2年間の研究を推進するために必要な学修を行うことになっている。さらに、実習では学校及び自己の現状の的確な分析と把握を行い、課題の改善に向けた目標・対応策の立案と組織化、地域や学校・他者との協働による実践を行う。そして、2年間の目標設定とまとめを行う目標確認科目を設定している。これらは教職大学院の目的を達成するのに適した授業科目と判断できる。

その上、修了までのロードマップ論文を各コース担当教員が執筆し、それを入学当初学生に提示することで、カリキュラム編成の意図や授業科目間の関連性、大学院修了時に身につけることが期待される能力等を意識させるようにしている。このことにより学生は2年間の自身の学修について見通しを持つことができている。

以上より、本教職大学院の取組は基準を十分に満たしていると判断した。

## 基準2-2

○ 教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、ふさわしい授業内容、授業方法・形態になっていること。

**観点2-2-1** 教職大学院の目的・機能を果たすのにふさわしい授業内容、授業方法・形態とするために、どのようなことに重点を置いて取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき、授業内容、授業方法・形態を整備し、講義概要・開講意図・到達目標・授業計画成績評価の方法と基準などをシラバスに明記している [資料16]。

科目の授業内容と方法、形態は次のとおりである [資料17]。

- ① 共通科目…共通科目は必修科目と選択必修科目に分かれている。必修科目は全てのコースに共通する基礎となる科目であり、全て研究者教員と実務家教員がペアで担当し、単なる講義形式のみの授業ではなく、学校における事例研究やグループ討議、発表等を適宜設け、理論と実践を往還させながら履修する。例えば、共通科目「教育相談・学校カウンセリングの基礎と課題」では、各授業の前半に、不登校・いじめ・自殺予防・心理教育といった教育相談関連のトピック、児童生徒の理解・支援の観点としての応用行動分析、あるいは教育相談の基本となるカウンセリングについての解説を行い、授業後半では、当該内容に関するロールプレイやグループワークを行っている [資料18]。単位数×45時間の学修については、生徒指導提要、教育機会確保法、文部科学省「いじめの重大事態ガイドライン」を読み、学校に求められる対応について整理するなどの事前・事後学修が各回で課されている。
- ② コース専門科目…各コース別に開設するコース専門の授業科目であり、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた授業を展開し、科目によっては、コースの全教員で担当している。例えば、教育経営探究コース「学級・学校危機管理論」では、学校現場で起こる危機管理上の問題に対して、具体的な事例に即した演習を通して、学級や学校に関わる危機事象への対応能力を磨くようにしている。また、関係する法令や行

政文書など多様な資料を検討しながら実践的な危機管理能力を身に付け、安全・安心で快適な質の高い教育環境を整備する教師力を身に付けることに繋がっている〔資料 19〕。

- ③ 実習科目…学校及び自己の現状の的確な分析と把握を行い、課題の改善に向けた目標・対応策の立案と組織化、また、地域や学校・他者との協働による実践的活動及び研究を行う。実習校では、メンター教員を指定し、大学院では、研究者教員と実務家教員がペアで指導する。
- ④ 目標確認科目…研究者教員と実務家教員が複数で担当する。目標設定確認科目である教育実践課題研究Ⅰは 1 年前期に履修し、そこで 2 年間の研究目標を設定する。目標達成確認科目である教育実践課題研究Ⅱは 2 年後期に履修し、2 年間の研究のまとめを行う。設定した目標やまとめは適宜発表する機会を設け、研究者教員と実務家教員、並びに学生がその発表を聞き、内容に関して議論する場を設けている。

各コースでは、実習科目の一環として大学においてカンファレンスや事後指導を行い、全ての学生が集まり、教育現場における実践研究の展開を振り返り、省察を深めるように図っている。また、実践と学びを振り返り、記録化を進め、実践研究の質の向上を目指している。その際、学部卒業生等学生と現職教員等学生が世代を越えて交流しながら、理論と実践の往還を念頭においた学び合いが可能となるように設定している〔資料 20〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 16〕「学校変革試行実習」シラバス

〔前掲資料 17〕令和 5（2023）年度履修案内（p. 31-45）

〔資料 18〕「教育相談・学校カウンセリングの基礎と課題」シラバス

〔資料 19〕「学級・学校危機管理論」シラバス

〔資料 20〕令和 5 年度大学院学校教育学研究科（教職大学院）授業時間割

**観点 2-2-2** 学校等での実態に沿った授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学力問題、いじめや不登校、特別なニーズのある児童生徒への対応など様々な教育課題に対応できる高度な力量と豊かな資質のある教員を目指し、それぞれの科目において、発表、ディスカッション、ロールプレイング、事例研究、フィールドワークなどを用いた教育を行っている。

ここでは、共通科目「特別支援教育の基礎と課題」を例として授業での取組を紹介する〔資料 21〕。この科目では、特別な教育的ニーズを持つ児童生徒に関する教育や特性の理解及び通常学級を中心とした配慮や支援・指導について考えることを通して、特別支援教育の基礎について理解し、「個に応じた教育的支援」の在り方を明らかにすることをテーマとしている。授業では、まず心理検査等のアセスメントについて学び、その後に認知特性の理解と支援ということ、「聞く・話す」「読む・書く」「計算・推論」「感覚・運動」などでどのような困難さがあるのかを演習を通して体験し、配慮や支援についてディスカッションする。その上で、小中学校等における校内支援体制・合理的配慮について事例検討を通して学び、最後に事例を用いた総合的解釈を発表する。理論を知るだけでなく、実際に体験し、事例を通して支援のあり方をディスカッションすることで、個に応じた教育的支援を深く考える力が身につく。

また、学校等の実態に沿った教育が達成されているか検討するために、毎年 5 月に佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会を開催している〔資料 22〕。この協議会は教職大学院の教員、佐賀県教育委員会副教育長、教職員課長、学校教育課長、教育振興課長、市町の教育長（佐賀市、唐津市、鳥栖市、武雄市）、佐賀県小中学校校長会会長、佐賀県高等学校協会会長、西九州大学子ども学部長等で構成され、本教職大学院の授

業内容や学生の研究テーマなどを共有し、教職大学院の運営状況について意見をいただいている。例えば、令和3年度と4年度には特別支援教育の充実に関する意見が出され、その意見に応える形で共通科目「特別支援教育の基礎と課題」だけでなく、この他の授業においても発達障害支援に関する授業内容を盛り込むようになった。このことは運営協議会が本教職大学院の改善のために機能していることを示している〔資料 23、24〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 21〕「特別支援教育の基礎と課題」シラバス

〔資料 22〕令和5年度佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会配付資料

〔資料 23〕令和4年度学校教育学研究科運営協議会要旨

〔資料 24〕令和3年度学校教育学研究科運営協議会要旨

**観点 2-2-3** 学生の学修履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態とするため、どのような取組を行っているか。

〔観点到に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院では、共通科目、コース専門科目ともに現職教員等学生と学部卒業生等学生が共修する形をとっている（現職教員等学生のみである教育経営探究コースのコース専門科目は除く）。共修の授業の中で、例えば次のような学生の学修履歴に配慮した取組を行っている。

実務経験のある現職教員等学生については、これまでの経験を整理し、教育に関する知見をアップデートするための授業を展開している。共通科目「現代的な学力観と授業実践の基礎と課題」では、今後求められる学力と授業づくりをテーマに、現在行われている学校的な学びを批判的に検討するとともに、その背景にある学力観並びに学習観の変遷および現在の考え方について理解する〔資料 25〕。そして、「総合的な学習の時間」の授業づくりを、校種・担当教科・経験年数等異なるグループで取り組むことで、校種の連携並びに教科横断的な視点での授業づくりを学ぶことができる。

また、実務経験等がない学部卒業生等学生については、（1）教員免許取得のための学部科目の履修、（2）学級経営に関する授業・指導といった取組を行っている。

（1）教員免許取得のための教育学部の科目等履修〔資料 26〕

大学院入学後に新たな教員免許取得を希望する場合、教育学部の科目等履修を申請することができる。科目履修は、2年次の前期・後期とも週3コマ、年間6コマ12単位までとしている。

（2）学級経営に関する授業・指導

これまで修了生追跡調査を行う中で、修了生が在学中にもっと学級経営について学びたかったというニーズがあることが明らかとなった〔資料 27、28〕。この課題に対して、共通科目の「教職キャリアデザインの基礎と課題」「授業づくりと学級経営の基礎と課題」において、学級経営について採り上げる回数を増やすという改善策を実施した。また、学級経営に関する指導を必要とするのは主に学部卒業生等学生であることから、令和4年度からは2年次の学部卒業生等学生を対象として、みなし実務家教員が担当する形で、学級経営の今日的諸課題について、具体的事例を提示しながら検討する授業外指導の場を設けている〔資料 29〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 25〕「現代的な学力観と授業実践の基礎と課題」シラバス

〔資料 26〕学部卒業生等学生の教育学部の科目等履修に関する申合せ

[資料 27] 令和元年度修了生追跡調査 (第 1 回)

[資料 28] 令和 2 年度修了生追跡調査 (第 2 回)

[資料 29] 令和 4 年度みなし実務家教員による学級経営についての授業外指導

**観点 2-2-4** 特に、オンラインによる授業等における学生の要望や負担等に、どのように対応しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

コロナ禍をきっかけとして、本教職大学院でもオンラインによる授業が急速に導入された。オンラインコラボレーションツールを活用し、リアルタイム型、動画視聴型、資料配布型など様々なオンライン授業が行われ、学生への資料配布、授業中のグループワーク、課題の提出、また学生からの質問に対して丁寧に対応することで、オンライン授業が孤独な学びとにならないように工夫した。また月に 1、2 回主指導教員とのオンライン上での面談も行われ、学生が抱える不安や悩みにすぐに対応するようにした [資料 31、32、33]。

コロナ禍で得られたオンライン授業に関するノウハウは、現在の教育にも活かされており、学生の状況に応じてオンラインで授業が受けられるようにしている。

(1) 学生の要望への対応

発熱や忌引き等により授業に対面参加ができない場合は、オンラインでの授業参加を認めている。オンラインはリアルタイム参加と後日授業動画を視聴するオンデマンド参加があり、学生はどちらがいいか選択することができる。これらの参加や資料の配布は、オンラインコラボレーションツールを通して行っている (資料 37)。また、各学期末に各コースにおいて学生との意見交換会を行っており、その中で授業負担、研究指導、施設等の環境面などについての要望を聞き、改善を行っている。例えば、学生から授業の課題が特定の時期に集中することについて改善の要望があったため、全教員で検討し、課題の量や課題の時期を調整するという対応を取った。

(2) 学生の負担軽減

前回の認証評価を受けた令和元年度の時点では、学生は発表資料について全て紙で印刷していた。この印刷作業は時間がかかるものであり、学生が発表内容を推敲する時間を奪うものとなっていた。このような事態に対応するため、現在では発表資料はオンラインコラボレーションツールなどで共有し、紙での印刷は必要な者が各自で行うようになっている [資料 30]。この取組によって学生の負担を軽減することができた。

《必要な資料・データ等》

[資料 30] オンラインコラボレーションツールを用いてのオンライン授業参加 (例)

[資料 31] 令和 4 年度 学生からの意見聴取\_授業実践探究コース (資料 137 再掲)

[資料 32] 令和 4 年度 学生からの意見聴取\_教育経営探究コース (資料 138 再掲)

[資料 33] 令和 3 年度 学生からの意見聴取\_子ども支援探究コース (資料 139 再掲)

(基準の達成状況についての自己評価：A)

共通科目、コース専門科目では多くの科目で複数の教員 (研究者教員と実務家教員) が指導し、教育の今日的課題を踏まえた内容から授業を構成し、演習や事例研究、ディスカッションを行うことで、多面的な学習が可能となっている。また目標達成科目は、学部卒業生等学生と現職教員等学生それぞれの学生の特性や研究内容に応じた個別の指導を行っている。学部卒業生等学生は、実習校での配属学年、クラスでの課題を取り上げ、研究実践を計画していく。現職教員等学生は現籍校の学校変革を試行する実践を計画するため、学校全体を組織として

考える指導となる。こうした科目設定や、それぞれの科目での目標については、入学時に履修案内、シラバスを配付するだけでなく、研究科紀要に掲載した大学院修了までのロードマップ論文を用いて、学期ごとにどのような内容を何のために学ぶのかについて説明することで、学生の主体的な学びに繋がるように努めている。

授業内容については、学生授業アンケート、佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会、修了生追跡調査などのステークホルダーによる評価を受けて改善していくシステムを構築しているため、今後もその時の教育課題に対応した授業を行っていくことになっている。また、学生の状況に応じて、教育学部の科目等履修を申請できたり、学級経営に関する授業外指導を受けることができるとともに、オンラインでの授業参加も含めて、学生の多様なニーズに応じた授業内容、授業方法・形態となっている。

以上のことから、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき設定された教育課程にふさわしい授業内容、授業方法・形態を整備しており、十分に基準を満たしていると判断した。

### 基準 2-3

○ 教職大学院にふさわしい実習になっていること。

**観点 2-3-1** 実習は、どのような時期、方法等により実施し、また実習科目全体の系統性等を持たせるために、どのように取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の理念・目的及び学位授与の方針③に応じて、地域との連携・協働による実習（探究実習 10 単位）を設定している〔前掲資料 17〕。また、目標設定科目である「教育実践課題研究Ⅰ」と目標達成確認科目である「教育実践課題研究Ⅱ」を繋ぐものとして、探究実習を位置づけているところである。3つのコースの特性に応じた実習及び学部卒業生等学生と現職教員等学生のキャリアの違いに応じた実習ができるよう工夫している（表6）。

特に記述すべき点として、理論と実践の往還を、実習を通して具現化できることである。すなわち、学生が理論の構築とともに実習という実践を通して、研究テーマに沿った取り組みが可能となるのである。学部卒業生等学生は2年間に渡って、継続的に同一の実習校で実習を行う。現職教員等学生に関しては、現籍校でのデータ収集等を1年次から行い、それを活かした形で2年次実習を行うという点で、やはり長期間継続的な実習を行っていると言える。その特徴を活かして、自身の研究テーマ及びそれに基づく実践を行うことが可能となる。さらには、そこでの実践を通して得られたデータを分析し、検証することで、成果と課題、新たな方向性を見出すことも可能になる。つまり、教育実習とは異なり、研究を主の目的とした実習とすることができるのである。この実習をきっかけにし、常に学び続ける、研究的な実践に取り組む続ける高度専門職業人の育成に繋がっていると言えよう。

（表6）各コースの探究実習科目

コース	実習生	1年次実習	2年次実習
授業実践探究コース	一般 (学部卒業生等学生)	基盤実習 (初等) 基盤実習 (中等) ○実習先：連携協力校	学校課題探究実習 (初等) 学校課題探究実習 (中等) ○実習先：連携協力校
	現職教員等学生	異校種実習 (幼稚園) 異校種実習 (小学校) 異校種実習 (中学校) 異校種実習 (高等学校) ○実習先：附属学校園等	学校変革試行実習 (初等) 学校変革試行実習 (中等) ○実習先：現任校

子ども支援探究コース (生徒指導・教育相談系)	一般 (学部卒業生等学生)	基盤実習(初等) 基盤実習(中等) ○実習先:連携協力校	学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) ○実習先:連携協力校
	現職教員等学生	関係機関実習 ○実習先:児童相談所,教育センター等	学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) ○実習先:現任校
子ども支援探究コース (特別支援教育系)	一般(学部卒業生等学生)	基盤教育実習(特別支援教育) ○実習先:連携協力校(特別支援学校)	学校課題探究実習(特別支援教育) ○実習先:連携協力校(特別支援学校)
	現職教員等学生	学校変革基盤実習(特別支援教育) ○実習先:連携協力校(特別支援学校)	学校変革試行実習(特別支援教育) ○実習先:現任校
教育経営探究コース	一般 (学部卒業生等学生)	基盤実習(初等) 基盤実習(中等) ○実習先:連携協力校	学校課題探究実習(初等) 学校課題探究実習(中等) ○実習先:連携協力校
	現職教員等学生	関係機関実習 ○実習先:教育行政機関	学校変革試行実習(初等) 学校変革試行実習(中等) ○実習先:現任校

※基盤実習、学校課題探究実習及び学校変革試行実習は(初等)または(中等)のいずれかを選択履修し、異校種実習は(幼稚園)、(小学校)、(中学校)または(高等学校)から選択履修すること。【子ども支援探究コース(特別支援教育系)を除く。】

実習科目については、事前事後指導・実習・リフレクション・カンファレンスを含め総200時間の取組となっている(表8)。

まず、学部卒業生等学生については、1年次に基盤実習及び基盤教育実習を行う。これは、教育実践の基本(学校における教師の仕事の基本的な通常業務)について実際に学び、実践的な課題を発見することを目的としており、事前事後指導・実習・リフレクション・カンファレンスを含め総200時間の取組(主に9月以降1月末迄)となっている。例えば、授業実践探究コースの実習生は、10単位程度の授業を実施する。ここでの授業実践は、実践的な指導力向上に向けた授業を中心とするが、実習生のテーマに沿った研究授業を実践することを試みる場合もある。2年次になると、1年次の基盤実習を基に、1年次と同じ連携協力校において、学校課題探究実習を行う(主に4月以降9月迄)実習生のテーマに沿って開発した単元あるいは小単元の授業を5~10単位程度実施したり、継続的な児童生徒支援を行ったりする[資料34]。

次に、現職教員等学生についてである。授業実践探究コースについては、1年次、異校種実習を行い、学校間の連携について考察する。子ども支援探究コース(生徒指導・教育相談系)及び教育経営探究コースについては、1年次、関係機関実習を行い、学校と関係機関の連携のあり方について考察する。子ども支援探究コース(特別支援教育系)については、1年次、学校変革基盤実習を行い、特別支援教育に関する種々の課題について考察する。

なお、関係機関実習を行うコースについては、8月から9月にかけて行われる実習期間中に本学実務家教員が関係機関を訪問している。子ども支援探究コース(生徒指導・教育相談系)の現職教員等学生については3回程度(実習開始直後・実習中盤・実習終了時)訪問しており、学生並びにメンター、主指導教員または副指導教員で実習に関する情報交換を行っている。教育経営探究コースの実習については2名で実習先である関係機関全てを訪問しており、学生やメンターも同席の上、実習として取り組んでいることや学んでいること等を中心に情報交換を行っている。さらに訪問後は、研究者教員にも随時報告し、実習の状況を共有している。評価については、いずれのコースも評価表を用いて、現職教員等学生による自己評価、それを踏まえたメンターによる評価、それらを踏まえた主指導教員による評価を1月末までに行っている。

2年次になると、現籍校において学校変革試行実習に取り組み、スクールリーダーとしての問題把握力・分析力・実践力・指導力の向上を図る〔資料34〕。

(表7) 各探究実習の概要

<p>基盤実習 【選択必修・5単位】 (原則週1回8時間×20日間, 事前・事後指導)</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース(特別支援教育系)以外の学部卒業生等学生とし, 学校課題探究実習に先立って, 教育実践の基本(学校における教師の仕事の基本的な通常業務)について实际的に学び, 実践的な課題を発見することを目的に, 授業実践等を試みる。</p>
<p>基盤教育実習(特別支援教育) 【選択必修・5単位】 (原則週1回8時間×20日間, 事前・事後指導)</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース(特別支援教育系)の学部卒業生等学生とし, 学校課題探究実習に先立って, 教育実践の基本(学校における教師の仕事の基本的な通常業務)について实际的に学び, 実践的な課題を発見することを目的に, 授業実践等を試みる。</p>
<p>学校課題探究実習 【選択必修・5単位】 (原則週1回8時間×20日間, 事前・事後指導)</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース(特別支援教育系)以外の学部卒業生等学生とし, 実習校の課題(教科指導・生徒指導・特別支援教育・学級経営・学校運営等)に応じて, 調査や授業実践を試みるなどしてその分析や解釈を行う。学校課題解決のための実践力を養う。</p>
<p>学校課題探究実習(特別支援教育) 【選択必修・5単位】 (原則週1回8時間×20日間, 事前・事後指導)</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース(特別支援教育系)の学部卒業生等学生とし, 実習校の課題(教科指導・生徒指導・特別支援教育・学級経営・学校運営等)に応じて, 調査や授業実践を試みるなどしてその分析や解釈を行う。学校課題解決のための実践力を養う。</p>
<p>異校種実習 【選択必修・5単位】 (原則週5日間×4週間(合計20日間), 事前・事後指導)</p>	<p>受講者は授業実践探究コースの現職教員等学生とし, 自身が所属する学校とは異なる隣接校種の学校園において授業実習を行い, 学校間の連携について考察する。このことにより, ミドルリーダーとしての資質, 連携力の育成を図る。</p>
<p>関係機関実習 【選択必修・5単位】 (原則週5日間×4週間(合計20日間), 事前・事後指導)</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース(生徒指導・教育相談系)及び教育経営コースの現職教員等学生とし, 学校以外の異なる2ヶ所の学校教育関係機関でそれぞれ実務実習を行い, 学校と関係機関との連携のあり方について考察する。このことにより, ミドルリーダーとしての資質, 連携力の育成を図る。</p>

<p>学校変革基盤実習（特別支援教育） 【選択必修・5単位】 （原則週5日間×4週間（合計20日間），事前・事後指導）</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース（特別支援教育系）の現職教員等学生とし、自身が所属する学校とは異なる障害種の実習校を中心に（実習校のメンター教員と相談の上、実習校以外の学校への参観・訪問等も可）指導・支援実習を行い、特別支援教育に関する種々の課題について考察する。このことにより、ミドルリーダーとしての資質、連携力の育成を図る。</p>
<p>学校変革試行実習 【選択必修・5単位】 （原則週1回8時間×20日間，事前・事後指導）</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース（特別支援教育系）以外の現職教員等学生とし、自身が在籍する学校の課題に即し、組織変革や新たなカリキュラムと実践の開発を組織的に試みることで、スクールリーダーとしての問題把握力・分析力・実践力・指導力の向上を図るとともに、学校改革に貢献する。</p>
<p>学校変革試行実習（特別支援教育） 【選択必修・5単位】 （原則週1回8時間×20日間，事前・事後指導）</p>	<p>受講者は子ども支援探究コース（特別支援教育系）の現職教員等学生とし、自身が在籍する学校の課題に即し、組織変革や新たなカリキュラムと実践の開発を組織的に試みることで、スクールリーダーとしての問題把握力・分析力・実践力・指導力の向上を図るとともに、学校改革に貢献する。</p>

なお、実習のカリキュラムについては、佐賀県教育委員会が求める教師像としての「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を基に、「高度な実践力を備えたフレッシュな教員」を目指す学部卒業生等学生と「ミドルリーダー・次期スクールリーダーとしての資質を備えた教員」を目指す現職教員等学生に対して、各特性と研究テーマに応じた教育実習科目を設定している。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料17〕令和5（2023）年度履修案内（p.11-13）

〔資料34〕令和5年度学校教育学研究科探究実習の手引き

**観点2-3-2** 実習において、学生が希望する学校種並びに学生の研究テーマに沿った連携協力校（実習校）等をどのように確保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

まず、授業実践探究コース及び子ども支援探究コース（特別支援教育系）の現職教員等学生の実習先については、佐賀県教育委員会との協定書に基づき、佐賀県と佐賀市の教育委員会に調整いただき、連携協力校（実習校）を確保している〔資料35、36〕。また、異校種実習では附属学校園の活用も図っている。併せて、子ども支援探究コース（生徒指導・教育相談系）の現職教員等学生が行う関係機関実習については、佐賀県中央児童相談所、佐賀県教育支援センター、佐賀市教育支援センターのほか関係のNPO法人を実習先として確保し、教育経営探究コースの現職教員等学生が行う関係機関実習については、佐賀県教育委員会、佐賀県教育センター、東部・西部教育事務所、各市町教育委員会等を実習先として確保しており、教育関係機関と連携して、学生のニーズに応じた多様な探究実習ができるような体制を整えている。学生の実習目的等によっては、新たな学校や関係機関への

実習を依頼しているが、どこの学校・機関も実習を行うことについて好意的な対応をいただいております受け入れ態勢の拡大を図ることができている。

実習先の選定については、本教職大学院の入学願書等を提出する段階で、取り組みたい研究に関する概要（研究テーマやその設定理由等）も併せて提出することとしている。また、学部卒業生等学生に関しては、入学前の時点で実習を希望する学校種に関しての希望調査を行っている。まずはそれを基にして、入学前の1月に佐賀県教育委員会に選定を依頼し、佐賀市教育委員会とも連携して調整を行い、3月上旬までに決定している。その上で4月下旬に県教育委員会に実習校の校長に対する受け入れ校説明会の開催を依頼し（県教育委員会と教職大学院の共催）、実習の目的及び実施方法等についての説明を行っている〔資料 37、38〕。また、現職教員等学生が2年次に現籍校で行う実習についても、実習校と本教職大学院が共通理解を図り、円滑な実習ができるように1年次の11月に県教育委員会と共催で説明会を行っている〔資料 39〕。

子ども支援探究コース（生徒指導・教育相談系）と教育経営探究コースの現職教員等学生が行う関係機関実習の実習先については、5月下旬までに学生の研究テーマに応じた実習目標を設定させ、実習目標に応じた実習機関を選定後、6月には各学生の実習計画書を持って実習機関への依頼・打合せを行っている。現職教員等学生の異校種教育実習については、附属学校（幼稚園、小学校、中学校）を活用し、学部生の教育実習との時期的な競合がないよう調整している。その際も、学生の希望を最大限尊重している。

#### 《必要な資料・データ等》

〔資料 35〕平成 28 年佐賀県教育委員会との協定書

〔資料 36〕実習校・連携協力校（2019-2023）

〔資料 37〕令和 5 年度探究実習の実習校調整対応

〔資料 38〕令和 5 年度探究実習説明会実施要項（4 月）

〔資料 39〕令和 5 年度探究実習説明会実施要項（11 月 M1 現職教員等学生所属校対象）

**観点 2-3-3** 教職大学院の教員は、実習の巡回指導をどのような体制でどの程度行い、また学生に対する省察の機会をどのように確保しているか。

#### [観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の教員養成の目的に照らして、学部実習との差異を明確にするため、実習前の授業や事前指導、実習中の大学教員による巡回指導、実習終了後の大学院における事後指導等を通して、理論と実践の往還を目指したきめ細かな指導を行い、目標達成を図っている。

授業実践探究コースの基盤実習や異校種実習では、それぞれの学生の主指導教員及び副指導教員が中心となり、実習先である連携協力校を実習日である火曜日を中心に、月一回程度訪問している。特に、学生が研究授業を行う際には、コース内の他の大学教員にもその情報を伝え、参観の機会を増やしている。研究授業を行った直後には、学生並びにメンター、主指導教員及び副指導教員、参加者も含めて授業研究を行っている。

子ども支援探究コースの基盤実習や基盤教育実習、関係機関実習ではそれぞれの学生の主指導教員及び副指導教員を中心に、実習先を月一回程度訪問している。特別支援教育系の現職教員等学生については、関係機関実習が8月から9月にかけて集中的に行われるため、その期間内に3回程度（実習開始直後・実習中盤・実習終了時）訪問を行っている。訪問した際は、学生並びにメンター、主指導教員または副指導教員で実習に関する情報交換を行っている。

教育経営探究コースの関係機関実習は、教育経営探究コース関係機関実習要領〔資料 42〕に従って計画的に実施している。実習にあたっては、まず学生の希望する実習先に対して教育経営探究コースの実務家教員が実習の進め方や学生との事前指導などについて打合せを行い、実習先と学生の打合せを経て、8月下旬から9月の間に実習を実施している。実習中は、実務家教員2名で実習先である関係機関全てを訪問している。訪問した際は、学生やメンターも同席の上、実習として取り組んでいることや学んでいること等を中心に情報交換を行っている。訪問後は、研究者教員にも随時報告し、実習の状況を共有している〔資料 43〕。また、2年次に行う学校変革試行実習に関しては、1年次から主指導教員が学生の現籍校を訪れ、実習に関する打合せを行い、2年次にもその確認も含めて再度打合せ等を行っている。

省察の機会としての授業科目は、各コース以下の通りである(表8)。この他の省察の機会として、授業実践探究コースでは実習中あるいは実習の前後に、他学年の学生も交えて協議できるようなカンファレンスの時間(学内において実施)や、2年次の11月中旬には実習成果発表会を開催している〔資料 40〕。子ども支援探究コースでは、月1回第4火曜日にオンラインでカンファレンスを実施している。また、1年次の2月中旬には実習成果発表会を行っている〔資料 41〕。教育経営探究コースでは、1年次10月上旬に関係機関実習報告会を開催している。そこでは、各学生が関係機関実習で学んだことや成果と課題等について発表を行うとともに、今後の研究に活かすようにしている。

(表8)

コース名	省察の機会としての授業科目	
	2年次前期	2年次後期科目
授業実践探究コース	「授業実践と学習評価の省察」	「教育実践課題研究Ⅱ」
子ども支援探究コース(生徒指導・教育相談系)	「子ども支援活動実践の開発・省察」	「教育実践課題研究Ⅱ」
子ども支援探究コース(特別支援教育系)		「特別支援教育実践課題研究Ⅱ」
教育経営探究コース	「教育経営改善の開発・省察」	「教育実践課題研究Ⅱ」

なお、学生は、実習記録を付け、実習先担当者(メンター)と管理職等及び大学院の主指導教員に閲覧してもらう。評価は、まず学生が探究実習の評価の観点別(主題、計画、実践、成果と課題、報告書)に自己評価を行い、その上で実習先担当者が評価し、大学院の主指導教員はその評価を加味し最終的に評価を行う。つまり、学生自身が評価の観点や基準等を自覚して実習に臨むとともに、実習先担当者(メンター)と管理職等及び大学院の主指導教員がそれらを共通理解した上で、実習が進行していくこととなる。

#### 《必要な資料・データ等》

〔資料 40〕 令和5年度授業実践探究コース2年次探究実習成果発表会資料

〔資料 41〕 令和5年度子ども支援探究コース1年次探究実習成果発表会資料

〔資料 42〕 令和5年度教育経営探究コース関係機関実習要領

〔資料 43〕 令和5年度教育経営探究コース関係機関実習報告発表会資料

**観点2-3-4** 現職教員学生の実習は、現籍校あるいは現籍校以外での実習に限らず、実習の目的を達成するために、どのような手立てを取っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

現職教員等学生の実習については、実習の目的に応じて、1年次は附属学校園または関係機関（教育行政機関、児童相談所等）で実習を行い、2年次は現籍校で行う。

授業実践探究コースの現職教員等学生が行う1年次の実習は、本学の附属学校園で行う異校種実習であり、学校間の連携について考察することを目的としている。

実習時期については、学部生の教育実習との競合がないよう調整している。メンターの依頼については、同じ教科を専門とする附属学校教員をお願いしている。

子ども支援探究コース（生徒指導・教育相談系）及び教育経営探究コースの現職教員等学生は、1年次の実習を学校以外の学校教育関係機関で行い（関係機関実習）、学校と関係機関の連携の在り方について考察することを目的としている。関係機関実習先として、佐賀県教育委員会、佐賀県教育センター、佐賀県中央児童相談所等の教育関係機関と連携して、学生のニーズに応じた多様な探究実習ができるような体制を整えている。具体的には、学生が自身の研究テーマに沿った実習が可能となる関係機関実習先を、選択するところから始まる。それが記入された調査票を基に、大学内での調整がなされるとともに、関係機関実習先との連絡・調整も進められていく。その間、各コース内で研究テーマの更なる検討がなされていく。また、子ども支援探究コース特別支援教育系の現職教員等学生は1年次の実習を学生の所属校以外の障害種の特別支援学校において実習を行い、佐賀県における特別支援教育の課題の発見と考察及び特別支援学校教諭としての力量向上を目的としている。

2年次の学校変革試行実習については、毎週木曜日は教職大学院へ通学する日であることから、学級担任や主任等への配置は避けるよう佐賀県教育委員会を通して学校長へ依頼し、円滑な実習が行えるよう配慮している〔前掲資料6〕。特に令和5年度からは、1年次の11月下旬に、探究実習説明会を開催している〔前掲資料39〕。この説明会では、M1現職教員等学生現籍校の管理職を対象に、学校変革試行実習の内容について説明するとともに、毎週木曜日は教職大学院へ通学する日であること、週に8時間の研究時間を確保してほしいこと、そのため学級担任や主任等への配置を避けていただきたいことを、対面で伝えることで理解を図っている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料6〕佐賀県教育委員会と国立大学法人佐賀大学大学院学校教育学研究科の間の現職教員派遣に係る申し合わせ事項

〔前掲資料39〕令和5年度探究実習説明会実施要項（11月M1現職教員等学生所属校対象）

**観点2-3-5** 実習により修得する単位を免除する場合、免除すべき理由をどのように担保しているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

該当なし。

《必要な資料・データ等》

特になし

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院の目的は、佐賀の地域に必要とされ、学校教育現場の諸課題に対応し、課題解決できるような高度な専門性と実践的指導力を備えた教員の育成である。この目的を達成するために、佐賀県下の学校園等の協力を得ながら、2年間にわたる実習が設定されている。その期間、「1. 学校及び自己の現状の的確な分析と課題

の把握」「2. 課題の改善に向けた目標・対応策の立案と組織化」「3. 地域・学校・他者との協働による実践的活動及び研究」「4. 実践・研究の成果と課題」のサイクルを回していくこととなる。サイクルを回すにあたっては、大学と学校や関係機関との綿密な連携により充実した指導体制が整備されるとともに、きめ細かな指導助言が行われ、円滑な実習を行っている。

以上のことから基準を十分に満たしていると判断した。

評価上で特に記述すべき点として、理論と実践の往還を、実習を通して具現化できることである。すなわち、学生が理論の構築とともに実習という実践を通して、研究テーマに沿った取り組みが可能となるのである。学部卒業生等学生は2年間に渡って、継続的に同一の実習校で実習を行う。現職教員等学生に関しては、現籍校でのデータ収集等を1年次から行い、それを活かした形で2年次実習を行うという点で、やはり長期間継続的な実習を行っていると言える。その特徴を活かして、自身の研究テーマ及びそれに基づく実践を行うことが可能となる。さらには、そこでの実践を通して得られたデータを分析し、検証することで、成果と課題、新たな方向性を見出すことも可能になる。つまり、教育実習とは異なり、研究を主の目的とした実習とすることができるのである。この実習をきっかけにし、常に学び続ける、研究的な実践に取り組み続ける高度専門職業人の育成に繋がっていると言えよう。

## 基準 2-4

○ 成績評価・単位認定、修了認定が教職大学院の教育の在り方に照らして適切であること。

**観点 2-4-1** 成績評価・単位認定、修了認定が適切であることを、どのように保証しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

授業科目の成績評価基準について、発表・討議、レポートなど評価割合を付してオンラインシラバスに明記し学生に周知している。教育学生専門部会で到達目標と成績評価との整合性などを含めたシラバスチェックを行っており、記載が不十分な場合は、修正するように教員に周知徹底している〔前掲資料16〕。

成績判定及び単位の授与、試験、課程の修了について佐賀大学大学院学校教育学研究科規則に則り行っている〔前掲資料1〕。また、大学院修了に必要な単位数等の履修基準は、佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則で規定している。これらの規定は「履修案内」に明示され、年度当初のオリエンテーション時に配付している。これらの規定を基に、授業初回にシラバスにある評価対象や評価基準、評価割合（レポート 70%、（協議等学修活動への）参加度 30%など）を口頭でも細かく説明している。さらに、評価に際してはレポートのみで判断することはせず、日常の授業への参加度や発表時のレジュメの出来具合なども勘案し、多面的かつ総合的に判断することで、評価の適切性を担保している。これらの成績資料について各教員は、オンラインシラバスの「成績評価の方法と基準」の項目にそれぞれの評価基準を明記しており、その基準に基づいて評価を行っている。なお、複数教員で担当している授業の成績評価では、担当教員が協議の上、公正な成績となるように担当教員で協議を行い決定している〔前掲資料17〕。

修了認定については、履修基準に基づき、コースの教員が学生の学修状況及び単位修得状況を複数で確認するとともに研究成果発表会を行い、全教員が研究成果を把握した上で、学校教育学研究科委員会で最終的な修了認定を実施している。

本教職大学院では、教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 16〕「学校変革試行実習」シラバス

〔前掲資料 1〕佐賀大学大学院学校教育学研究科規則

〔前掲資料 17〕令和 5（2023）年度履修案内（p. 4、5）

#### 観点 2-4-2 成績評価等に関する学生からの異議について、どのような措置を講じているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

学修成果に係る評価の方法と基準の周知及び成績評価に関する情報は、観点 2-4-1 に記載のとおり全ての教員が担当する全授業科目について、成績評価の方法、成績評価の基準、開示する試験問題等の内容をシラバスに明記しており、授業時にも口頭で詳細な説明を行っている。試験問題、レポート課題、授業への参加状況を示す資料等や模範解答及び解答例、評価のポイント、配点等の自己採点に必要な情報については、学生の求めに応じて開示することとしている〔資料 44〕。

成績に関して不服がある場合は、学生が研究科長に異議を申し立てることができる。学生から異議申立てがあった場合には、研究科長の命により研究科の教育に関する委員会において異議申立ての内容等の調査・検討を行う。具体的には、当該授業科目の試験問題、答案、課題、学生が提出したレポートその他授業及び成績評価に用いた資料並びに当該科目を担当した教員に対するヒアリングにより検討を行い、その結果は研究科長に報告される。研究科長は、結果報告に基づき、研究科委員会の議を経て、異議の認否及び成績評価の取扱いを決定し、当該学生及び授業担当教員に通知することとなっている。なお、上記の手続きに関しては「佐賀大学学生の成績評価の異議申立ての手続きに関する要項」に定めている〔資料 45〕。

なお、これまで異議申立ての事例はない。

《必要な資料・データ等》

〔資料 44〕佐賀大学における学修成果に係る評価の方法と基準の周知及び成績評価に関する情報の開示に関する要項

〔資料 45〕佐賀大学学生の成績評価の異議申立ての手続きに関する要項

#### 観点 2-4-3 成績評価等の妥当性について、検討する機会を設けているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

アドミッション・ポリシーとして学部卒業生等学生に関しては「①学校教育に関する基礎的な知識・理解を有する者、②学校教育の現場が直面している諸課題について問題意識を有する者、③将来、地域の学校改革を担うリーダーとして必要な専門的知識や技術等の習得を目指す者」、現職教員等学生に関しては「①学校教育に関する基礎的な知識・理解を確かに有する者、②学校教育の現場が直面している諸課題について明確な問題意識を有する者、③地域の学校変革を担うリーダーに必要な理論の修得、及び実践力の形成を目指す者」としている。募集定員 20 名のうち 10 名程度を現職教員等入試で募集しており、約半数が現職教員である。さらに、授業においても、教員による指導だけでなく、事例研究やグループ討議を行うことで学生同士が学び合う機会を設けた授業構成の工夫などによって高い質が保証されている。その結果は次のとおりである。

令和 5 年度の科目別成績評価（標語）分布は、次のとおりである〔資料 46〕。

①目標設定確認科目	S 15 名	A 1 名	B 0 名	C 0 名	・・・計 16 名
②共通科目	S107 名	A39 名	B 1 名	C 0 名	・・・計 147 名

③実習科目	S 28名	A 2名	B 1名	C 0名	・ ・ 計 31名
④コース専門科目	S130名	A 9名	B 1名	C 0名	・ ・ 計 140名
⑤目標達成確認科目	S19名	A 1名	B 0名	C 0名	・ ・ 計 20名

これらの分布から、多くの学生がS評価を得ていることがわかる。これは、成績評価について、評価基準の妥当性を含めて教育学生専門部会において毎年調査検討し、運営委員会で協議・承認を経ており、妥当性が担保されている〔資料 47〕。また、年間 GPA についても同様に教育学生専門部会において毎年調査検討し、運営委員会で協議・承認を経ている〔資料 48〕。

成績評価基準について、前述のとおり学修成果に係る評価の方法と基準の周知及び成績評価に関する情報は、全ての教員が担当する全授業科目について、成績評価の方法、成績評価の基準、開示する試験問題等の内容をシラバスに明記している。実習科目については、実習生自身の自己評価に基づき、探究実習評価表の評価の観点の達成状況を総合して実習先担当者が評価し、それを踏まえ、研究科の指導教員が総合して行っている〔前掲資料 34〕。これらに基づく成績評価の妥当性について、複数の教員による授業については、担当教員の合議で評価を行っている。さらに、学生による授業評価アンケート〔資料 49〕を実施するとともに、学期ごとに行っている学生との意見交換会とそれをもとにしたFD〔資料 50〕を行うことで、評価基準の妥当性を担保している。

《必要な資料・データ等》

〔資料 46〕 令和 5 年度成績情報（学校教育学研究科）

〔資料 47〕 令和 5 年 11 月学校教育学研究科運営委員会協議事項一覧

〔資料 48〕 令和 5 年 4 月学校教育学研究科運営委員会協議事項一覧

〔資料 49〕 学生による授業評価アンケート

〔資料 50〕 学校教育学研究科令和 5 年度第 2 回 FD 議事要旨

〔前掲資料 34〕 令和 5 年度学校教育学研究科探究実習の手引き（p. 19-23）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

成績評価・単位認定、修了認定について、その手続きについて明らかにしており、適切である。成績評価基準についてオンラインシラバスに明示しており、その内容について十分な記載が徹底されている。修了認定についても、履修基準に基づいて学生の学修状況及び単位修得状況を確認し、学校教育学研究科委員会において修了認定しており、その手続きは明確である。

成績評価等に関する学生からの異議について、これまで異議申し立ての事例はない。成績評価の方法や基準はシラバスによって明らかにされており、自己採点に必要な情報については学生の求めに応じて開示される。異議申し立てがあった場合の手続きについて、研究科の教育に関する委員会においてその内容等の調査・検討を行い、その結果は研究科委員会の議を経て、研究科長から当該学生及び授業担当者に通知されることと定めている。

成績評価の妥当性について、多くの学生がS評価を得ている。これは、学生が優秀であるための結果である。入学時から基礎的な知識・理解を有し、諸課題について問題意識を有し、知識や理論の修得を目指している。授業において教員によるきめ細かい指導だけでなく、学生の約半数ずつの学部卒業生等学生と現職教員等学生がペアやグループを組み、互いに学び合う機会が設けられるなど、授業の質が高く保証されている。

さらに、複数の教員による授業においては担当教員の合議によって評価を行うことで、成績評価の妥当性を高めている。実習科目については、実習生自身の自己評価に基づき、探究実習評価表の評価の観点の達成状況を総

合して実習先担当者が評価し、それを踏まえ、研究科の指導教員が総合して行っている。成績及び GPA については、研究科運営委員会において協議・承認を経ており、妥当性を担保している。

学生による授業アンケートの実施のみならず、研究科運営委員会において成績及び GPA の協議・承認を実施するとともに、学期ごとに学生との意見交換会を行っており、それを基にした FD も行っていることが特筆すべき点として挙げられる。

以上のことから、基準を十分に満たしていると判断した。

### 基準領域 3 学習成果

#### 基準 3-1

○ 各教職大学院の目的及びディプロマ・ポリシーに沿って、学習成果が挙げられていること。

**観点 3-1-1** 教職員と学生は、学習成果をどのように把握、共有し、また、どのように改善に活かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

教職大学院は、高度な専門性と実践的指導力を備えた教員を養成することを使命としている。したがって、高度な専門性と実践的指導力を備えるための学習成果は、成績評価及び単位修得、修了時の通算 GPA、資格取得の状況から判断される。

学習成果の共有について、主指導教員・副指導教員による複数指導体制となっていることから、オンラインの研究指導実施報告書を活用している。これは学期ごとに指導教員による研究指導計画の入力、学生による研究実施報告、教員による学生の研究の点検・評価・助言を行うものである。日頃の対面での指導に加えて、学生一人ひとりに対する指導を行うことができている。また、教員間での共有も定期的実施している（資料 54）。さらに、毎学期末に実施している教員と学生の意見交換会でも、学習面や生活面等についての聞き取りを実施している〔前掲資料 31、32、33〕。意見交換会で挙げられた意見については FD を通じて全教員で共有するとともに、例えば、これまで個別ゼミのみで行ってきた授業を個別ゼミと全体発表を交互に行うなど、発表授業方法の改善など必要に応じた対処を行っている〔資料 55〕。

これらの取組の結果、成績評価及び単位修得、修了時の通算 GPA、資格取得の状況等から判断される成果に関して、本教職大学院における学生の単位修得等の状況は、以下に示す通り良好な状態にある。成績評価については、学則等に定める評価と併せて、到達目標に準拠した観点別評価を実施した結果を学生に明示することにより、学修課題設定にあたっての参考としている。単位修得状況について、令和元年度から令和 5 年度前期までに開講した全ての共通必修科目、コース専門科目、教育実習科目、目標確認科目において、単位修得率が 100%となっている（資料 51）。また、在学中 2 年間の通算 GPA の平均は、令和元年度入学生は 3.63、令和 2 年度入学生は 3.70、令和 3 年度入学生は 3.76、令和 4 年度入学生は 3.74 であり、令和 5 年度入学生は 1 年次の通算 GPA が 3.76 であった。4 点満点において 3.7 点前後となっており、非常に高い値を示している（資料 52）。なお、資格取得について、本教職大学院においては専修免許を取得可能となっており、取得状況について令和元年度は 42 通、令和 2 年度は 45 通、令和 3 年度は 46 通、令和 4 年度は 49 通、令和 5 年度は 55 通であり、いずれの年度も修了生数 20 名であることから、1 人平均 2.1~2.75 通の専修免許を取得している。入学時に取得済みだった一種免許は概ね専修免許になっていると考えられる。これらのことから、成果が挙げられているといえる（資料 53）。

《必要な資料・データ等》

[資料 51] 【令和元～5 年度】成績情報（学校教育学研究科）

[資料 52] 令和 5 年度通算 GPA 平均

[資料 53] 【令和元～4 年度】教員免許状一括授与申請入力表（学校教育学研究科）

[資料 54] 【令和元～5 年度】（学校教育学研究科）研究指導実施報告書入力状況

[資料 55] 令和 5 授業実践探究コース 教育実践課題研究 I 授業実践と学習評価の開発 確認事項

[前掲資料 31] 令和 4 年度 学生からの意見聴取\_授業実践探究コース

[前掲資料 32] 令和 4 年度 学生からの意見聴取\_教育経営探究コース

[前掲資料 33] 令和 3 年度 学生からの意見聴取\_子ども支援探究コース

**観点 3-1-2** 教員等就職状況の結果と学生の学習成果の関連性をどのように分析し、検証を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

対象期間中の学部卒業生等学生は、3期生10名、4期生10名、5期生8名、6期生8名、7期生10名の合計46名である。その内、教員の就職者数は45名であり、教員就職率は97.8%である。教職につかなかった修了生は1名のみであり、教員就職の状況は非常に良好である〔資料158〕。本教職大学院のディプロマ・ポリシーに示された学習成果について、「今日の教育課題の探究を継続的に行うことができる資質・能力」の育成として、「目標設定確認科目」、及び「目標達成確認科目」を配置している。「論理的な考察を行う資質・能力」の育成として、「共通科目」を配置している。「実践を新たに試みる資質・能力」の育成として「実習科目」を配置し、理論的考察と実践の試みを総合するために「コース専門科目」を配置している。在学中の授業評価アンケート〔前掲資料49〕、並びに修了生追跡調査〔前掲資料27〕の結果によると、授業の学習到達目標達成の割合が高く、「全体的に見て、教職大学院で学んだことをよく活かしている」と回答した学部卒業生等学生は80%であった。修了生追跡調査の自由記述においても「大学院での学びによって教職員としての基礎を作ることができたからなのかなと感じています。」という記述が見られた。以上のことから、これらの授業科目によって学校現場の状況が分かった上で就職できていることが明らかとなっており、今後も継続した取組を行っている。

これらの学習成果は2年間を通した学びの集大成として提出される「実践研究報告書」において、総括的に評価することができる。学生各自が関心を持って取り組んだ教育課題に関する研究テーマについて、具体的な知識・理解に関する記述、具体的な取組の報告がなされている。この報告については、実習校・現籍校の先生方からの評価、研究成果発表会の参加者からの意見などを基に精査されて質の高い実践研究報告書となっており、その内容は研究科紀要の研究論文または実践研究報告書要旨にて確認することができる。学生が著者となっている研究論文は第3巻に2本、第4巻に5本、第5巻に6本、第6巻に12本、第7巻に19本掲載されている〔資料151、152、153、154、155〕。これらは、大学附属図書館の機関リポジトリに登録し一般公開されている。

分析結果の今後の活用方法として、これまでの修了生が執筆した「研究論文」、「実践報告」、「実践研究報告書要旨」が蓄積されてきており、これらを基盤として教育活動が行われたり、学生が執筆する際の参考文献としたりしている〔資料157〕。更に継続した教育課題の探究の取組を支援するために、修了後支援などに取り組んでいるが、さらなる充実を図るべく今後も改善を継続していく。

なお、教員に就職しなかった学生の通算 GPA は、同学年の平均通算 GPA と同程度であり、就職状況と学習成果に関連はない。

《必要な資料・データ等》

〔資料158〕 教職大学院就職データ（2023年）

〔前掲資料49〕 学生による授業評価アンケート

〔前掲資料27〕 令和元年度修了生追跡調査（第1回）

〔資料151〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第3巻表紙・目次

〔資料152〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第4巻表紙・目次

〔資料153〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第5巻表紙・目次

〔資料154〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第6巻表紙・目次

〔資料155〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第7巻表紙・目次

〔資料157〕 授業実践探究コース授業資料

(基準の達成状況についての自己評価：A)

単位修得、修了の状況、資格取得の状況及び教員等就職の状況、及び成果の把握の手続きについて明らかにしており、適切である。単位修得状況等について、複数教員が共通理解を図った指導を行う体制が整っている。具体的に示すと、オンラインの研究指導実施報告書を活用した手続きによって明確に示されている。さらに、意見交換会の実施及び改善意見に対する対処についてのFDを実施しており、そこで指摘された内容に応じた対処についても示されている。これらのことから、ディプロマポリシーの達成状況の把握と指導改善の取組が明確である。

修了生の教員等就職状況を把握するとともに、学習成果との関連性の分析、検証として在学中の授業評価アンケート並びに修了生追跡調査を実施しており、詳細な分析を行っている。修了生追跡調査については、修了生の自己評価に加えて、学校管理職等によるステークホルダー評価も実施している。これは修了生による主観的な成果の把握のみならず、客観的に成果の把握を試みている一例として特筆すべき取組である。これらの授業評価アンケート、並びに修了生追跡調査によって現状を把握し、教員間、教員-学生間で成果の共有を図り、改善に向けた取組を続けている。このことが、良好な就職状況につながっていると考えられる。

さらに、これまでの修了生が執筆した「研究論文」、「実践報告」、「実践研究報告書要旨」を基盤とした教育活動を実施している。現在までの良好な状況を維持し、さらに向上させる取組として特徴的な取組である。現状の成果の把握から今後の教育活動の改善に向けた取組の例として特筆すべきものである。

修了生追跡調査及び学校管理職等への調査が継続して行われており、客観的な成果の把握の一例として、特筆すべき点である。また、これまでの修了生の学習成果を基盤とした教育活動の実施について、将来の教育活動に向けた特筆すべき取組である。

以上のことから、基準を十分に満たしていると判断した。

### 基準3-2

○ 修了生の学習成果の把握に努めていること。

**観点3-2-1** 修了生の修了後の学習成果を、修了生及び修了生の赴任先の学校関係・教育委員会等の意見聴取から、どのように把握しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

今回の認証評価の対象となる令和2年度からは、修了生の追跡調査について検討を行い、これまでの本教職大学院の研究・教育活動を省察し、今後の改善のためのデータを得るための「効果検証プロジェクト」を立ち上げ、本教職大学院所属教員の共同研究として第3期修了生（令和元年度修了）から勤務先管理職等を対象に、アンケート調査を実施することとした。

第3期修了生追跡調査は、修了後の令和2年10月～11月に実施し、調査の対象を修了生20名と勤務先の管理職20名の計40名とし、調査方法は、E-Mail添付ファイルに回答する形で行った。調査内容は、管理職に対しては教職大学院で学んだ成果の評価や修了生に期待する役割、教職大学院に期待すること等について、また、修了生に対しては、共通項目として共通科目や大学院の施設・設備、大学院生活の満足度、教職大学院で学んだ成果、コースごとの項目としてコース専門科目や実習科目、目標設定確認科目、目標達成確認科目等の評価について選択肢回答と自由記述式回答を併用して行った。その結果については、報告書としてまとめ、令和3年3月刊行の研究科紀要に掲載した〔前掲資料27〕。

次に、第4期修了生（令和2年度修了）追跡調査については、第3期修了生追跡調査で明らかになった回答の匿名性など調査方法の課題を改善する形で、令和3年10月～11月に実施した。この調査では、調査方法をWeb

上で回答する方式に変更して行った。結果については、前回同様報告書としてまとめ令和4年3月刊行の研究科紀要に掲載した〔前掲資料28、資料56〕。

さらに第5期修了生（令和3年度修了）に対しては、これまでの追跡調査の実施方法を検討した結果、特に管理職に意見を求める場合、修了後半年で調査をするよりも修了後1年経過したあとに実施するのが望ましいと考え、令和5年5月に実施した。その結果については、これまでと同様令和6年3月刊行の研究科紀要に掲載している〔資料58〕。

なお、第3・4期修了生に関しては、アンケート調査（量的調査）を通じた追跡調査結果をより深く分析するために、特に教育経営探究コース修了生に限定して、令和4年3月にインタビュー調査（質的調査）を実施した。調査結果は、令和4年度日本教職大学院協会研究大会の「実践研究成果発表」として発表し、また令和5年3月刊行の研究科紀要に論文を掲載した（資料57）。

以上のように、修了生及び勤務先管理職を対象にアンケート及び自由記述による調査を行い、修了生の修了後の学習成果を把握している。また、佐賀県教育委員会に対しては、毎回、事前に追跡調査の実施を説明し、協力を得て実施しており、結果についても報告をしている。また、毎年5月に県内教育関係者も参加して行われる佐賀大学大学院学校教育学研究科運営協議会の中でも修了生のその後の活躍等について意見が出されており、こうした機会を通して修了生の修了後の学習成果の把握に努めている。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料27〕 令和元年度修了生追跡調査（第1回）

〔前掲資料28〕 令和2年度修了生追跡調査（第2回）

〔資料56〕 令和2年度第4期修了生追跡アンケート調査様式

〔資料57〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要・教育経営探究コースの教育効果に関する質的研究 202303

〔資料58〕 令和3年度修了生追跡調査（第3回）

**観点3-2-2** 修了生の修了後の学習成果や課題を、短期的、中長期的にどのように把握しているか。または、どのように把握しようとしているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

観点3-2-1で記述したように、「効果検証プロジェクト」を通じて、修了生の学習成果を把握・分析している〔資料59〕。このプロジェクトを通じた授業改善として、学級経営やICTに関する内容の充実させるため、関連する共通科目の中での工夫・改善を図ることや、みなし実務家教員から学級経営について学ぶ機会を設ける等、新たな取組を行うこととした。また、修了生に対する修了後の支援を行うことが提案され、令和4年度から修了した年の8月に修了生懇談会（卒後支援の会）として開催しており、そういった機会も利用して、修了生の修了後の学習成果や課題を把握するよう努めている〔資料60、61、62、63〕。

さらに、アンケート方式の調査結果を更に深掘りするために、教育経営探究コースにおいて、同コースの第3期・第4期修了生を対象に、インタビュー調査を行い、ロードマップで示した想定される教育効果が修了生にどのように現れているのか等検証を行った。その結果、教育経営探究コースの第3期・第4期修了生はコースの各種授業や実習、その他指導の教育効果について肯定的に評価しており、特に「データに基づく現状分析と課題の設定」「理論的裏付けのある改革案の実施」「協働づくりと学校組織マネジメント」「リーダーシップ」において教育効果が現れていることがわかった。この内容については、令和4年度の日本教職大学院協会研究大会で研究発表を行うとともに、論文化して令和5年3月刊行の研究科紀要で公表した〔前掲資料57〕。

以上のように「効果検証プロジェクト」として行っている取組については、今後も修了生追跡調査等、本教職大学院の研究・教育活動を省察し、改善を図るためにも必要なものとして位置付けて行っていくことにしている。また、令和4年度に教育経営探究コースがインタビュー調査を行い、教育効果に関する質的研究を行ったが、既にロードマップ論文を作成している子ども支援探究コースや、授業実践探究コースでもインタビュー調査等を行い教育効果についての検証が行われる予定である。

その他、従来から行っている修了生による本教職大学院の研究科紀要への投稿や、年1回行われる研究成果発表会への外部への参加の呼びかけなど、教職大学院で学んだ「理論と実践の往還」の継続化を図ることができるようにしている。

《必要な資料・データ等》

[資料 59] 教職大学院 FD 研修会議事録 20220520

[資料 60] 令和4年度5期修了生懇談会配付資料 2022

[資料 61] 令和4年度5期修了生懇談会報告

[資料 62] 令和5年度6期修了生懇談会配付資料 2023

[資料 63] 令和5年度6期修了生懇談会報告

[前掲資料 57] 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要・教育経営探究コースの教育効果に関する質的研究 202303

(基準の達成状況についての自己評価：A)

修了生の修了後の学習成果の把握については、1点目は、令和2年度から本教職大学院所属教員全員による共同研究として「効果検証プロジェクト」を立ち上げ、本教職大学院の研究・教育活動を省察し、改善を図るための修了生追跡調査を実施している。具体的には、修了生及び修了生の勤務先の管理職に対して多角的なアンケート調査を行い、その結果を分析し、毎回、学校教育学研究科紀要に掲載するとともに、FD 研修会で結果についての検討を行い、授業改善や修了生のフォローアップの取組（修了生懇談会）を行うなど、改善を図っている。また、調査結果については、佐賀県教育委員会とも共有をしている。さらに、教育経営探究コースではアンケート調査の結果を基に、修了生へのインタビュー調査を行い、教育効果を確認しており、今後他のコースでも行う予定になっている。

2点目は、令和4年度から修了生懇談会（卒後支援の会）を修了した年の8月に実施している。これは、教職大学院での学びの振り返りや教育現場での更なる実践の充実に向けたアドバイス等を行うことを目的として行っているが、この中で、修了生から学習成果が学校現場でどう活かされているかなどの報告を受けており、修了生の学習成果の把握ができています。また、修了生が学校現場で抱えている課題等に対しても本教職大学院の教員が助言を行うなど修了生への支援の場にもなっています。

以上のことから、基準を十分に満たしていると判断した。

## 基準領域 4 教育委員会等との連携

### 基準 4-1

○ 教育委員会等との連携が機能していること。

**観点 4-1-1** 各教職大学院は、各教職大学院の事情及び地域の状況等を踏まえ、教育委員会等と連携して、どのような取組を行っているか。また、教育活動等にどのように生かしているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

教育委員会及び学校等との連携は、様々な側面で整備されている。佐賀大学と佐賀県教育委員会は、教職大学院の運営が円滑に行われ、優れた新入教員の養成及び現職教員の資質能力の向上を図ることを目的として「協定書」を締結している。その中で、連携協力校、常勤の実務家教員やみなし実務家教員の派遣、現職教員の学生としての派遣、佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会の設置などが挙げられ、様々な点で継続的な連携・協力が図られている〔前掲資料 35〕。

実習については、協定書に基づき佐賀県教育委員会が中心となって対応し、実習先の確保に関しては、佐賀県教育委員会に加え、佐賀市教育委員会とも密接な連携・協力体制を構築することで確保している〔前掲資料 36〕。

本教職大学院への常勤の実務家教員の派遣については、協定に基づき、教授又は准教授にふさわしい教員を佐賀県教育委員会が推薦し、学内で審議・選考して原則 3 年間採用している〔資料 98〕。また、みなし実務家教員については、覚書を取り交わし、現職教員の身分のまま原則 3 年間、週 2 日間教職大学院に派遣され、講義や本教職大学院の部会用務など運営に係る様々な業務を担当している〔資料 64〕。また、学級経営に関する特別講座や教員採用試験対策講座なども率先して取り組んでいる。

本教職大学院への現職教員の学生としての派遣については、佐賀県教育委員会は、平成 28 年度から毎年 10 名程度を選考し入学試験を受験させている。なお、本教職大学院発足時から佐賀県教育委員会の選考を受け、入学試験を受験し入学した者については、協定により入学金は免除され、授業料は佐賀県教育委員会が負担している〔資料 65、66、67〕。

また、本教職大学院の運営や教育課程の改善等のために「佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会規程」に基づき「運営協議会」を設置している。運営協議会では、教職大学院の運営や教育課程、年次計画とその評価について、審議及び協議を行っている（資料 76）。その協議会で、各コースから 1 名ずつ 3 名の 2 年次生の研究報告を併せて行うことにより探究実習についての各委員の理解に役立っている〔資料 68、76〕。

さらに、佐賀大学と佐賀県教育委員会は、平成 17 年度から連携・協力協定を交わし、教員の資質向上や様々な学校教育上の諸問題への対応に取り組んできたが、文化教育学部から教育学部への改組及び教職大学院の新設に伴い、平成 28 年 5 月に改定し、これによって本教職大学院では様々な連携・協力事業に取り組んでいる〔資料 69、70〕。具体的には、教職大学院専門部会として、①「実践的指導力向上事業」（資料 71）と②「学び続ける学校トップリーダーの資質向上事業」〔資料 72〕の 2 つのプロジェクトを実施している。①「実践的指導力向上事業」では、本教職大学院から佐賀県教育委員会に「教員研修講座」を提供し、佐賀県教育委員会は、共通選択必修科目「教科等における ICT 利活用の基礎と課題」の授業へ、指導主事を「ゲストティーチャー」として受けている。②「学び続ける学校トップリーダーの資質向上事業」では、県内の学校管理職を対象に本教職大学院と佐賀県教育委員会が組織的に連携して、研修を実施している。

その他、連携・協力事業のプロジェクト「教員養成研修改革協議会」では、佐賀県教員研修計画検討委員会（佐賀大学からは教育学部と教職大学院から各 1 名）で「佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質向上に関する指標」（教員育成指標）に基づく「佐賀県教員研修計画」の策定を行っている〔資料 73〕。また、教師力・学校力向上に資する実践研究、いじめ防止調査研究にも取り組んでいる〔資料 74、75〕。

《必要な資料・データ等》

- [前掲資料 35] 平成 28 年佐賀県教育委員会との協定書
- [前掲資料 36] 実習校・連携協力校 (2019-2023)
- [資料 64] 佐賀県教育委員会と佐賀大学とのみなし実務家教員派遣に関する覚書
- [資料 65] 令和 4 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科【教職大学院】派遣募集要項 (佐賀県教育委員会)
- [前掲資料 6] 佐賀県教育委員会と国立大学法人佐賀大学大学院学校教育学研究科の間の現職教員派遣に係る申し合わせ事項
- [資料 66] 平成 28～令和 5 年度現職教員等学生入学者数
- [資料 67] 佐賀大学大学院学校教育学研究科 (教職大学院) 運営協議会規程
- [資料 68] 佐賀県教育委員会と国立大学法人佐賀大学教育学部及び大学院学校教育学研究科との間における人事交流 (附属学校園を除く) に関する協定書
- [資料 99] 欠番
- [資料 69] 佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会における連携・協力協定書
- [資料 70] 佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会における連携・協力協議会設置要項
- [資料 71] 実践的指導力向上事業 (令和 5 年度第 1 回連携・協議会資料抜粋)
- [資料 72] 学び続ける学校トップリーダーの資質向上事業 (令和 5 年度第 1 回連携・協議会資料抜粋)
- [資料 73] 教員養成研修改革協議会 (令和 5 年度第 1 回連携・協議会資料抜粋)
- [資料 74] 教師力・学校力向上に資する実践研究 (令和 5 年度第 1 回連携・協議会資料抜粋)
- [資料 75] いじめ防止調査研究事業 (令和 5 年度第 1 回連携・協議会資料抜粋)
- [資料 76] 令和 5 年度学校教育学研究科運営協議会要旨

(基準の達成状況についての自己評価：A)

本教職大学院と佐賀県教育委員会の間では、協定書等に基づき様々な形で継続的に連携・協力が図られており、実習校の調整や現職教員の学生としての派遣などが円滑に行われている。また、本教職大学院について協議する組織として「佐賀大学大学院学校教育学研究科 (教職大学院) 運営協議会」を設置している。これにより、佐賀県教育委員会や学校等との連携を継続的・安定的かつ着実に図ることが可能となっており、本教職大学院の教育活動等の質の向上に繋がっている。さらに、「佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会における連携・協力協定」に基づき、様々な形で職員研修等を実施し、学び続ける教師のための資質能力の向上に貢献しており、学校が抱える課題を解決するヒントを提供するなど学校現場の質の向上に寄与している。また、本教職大学院の授業に教育委員会の指導主事がゲストティーチャーとして参加し、佐賀県の状況も踏まえた講義を行うなど教育活動に活かされている。

実務家教員の派遣については、佐賀県教育委員会と綿密に連携して行っており、大学にとっては学校や教育委員会の現状や意向を理解した上で教育研究活動を進めることができている。また大学の現状や意向を学校や教育委員会に着実に伝えて調整を図るなど、教育委員会と大学の連携の強化にも繋がっている。

佐賀県教育委員会とは、継続的に現職教員等学生の派遣や学校現場での探究実習の進め方、修了生追跡調査、実務家教員の派遣等について協議を行い、双方で意思疎通を図りながら教職大学院の運営を行っており、様々な成果を収めている。また、佐賀県教育委員会との連携・協力が本教職大学院の教育活動等にも活かされている。

以上のことから、基準を十分に満たしていると判断した。

**基準領域 5 学生支援と教育研究環境****基準 5-1**

○ 履修指導並びに学修支援を適切に行っていること。

**観点 5-1-1** 学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

学習履歴、実務経験等の違いに応じた履修指導として、学生の背景に応じた独自の取組を実施している。現職教員等は、修士2年目から現任校に所属しながらの実習になるため、移動に時間がかかる学生もいる。WEB 会議システムを用いることで、現任校にしながら指導が受けられる体制を整えている。特に子ども支援探究コースでは、WEB 会議における実習先での対応等に相談会を定期的実施している [資料 84]。また、オフィスアワーを設定し、研究指導等で有効に活用されている [資料 85]。

授業実践探究コースと子ども支援探究コースに関しては、学部卒業生等学生と現職教員等学生がそれぞれ混ざり合う形で在籍しているが、履修モデルに関して、共に学びあうことを基本として、大きな違いを設けないようにしている。例えば現職教員が学部卒業生等学生に現場の経験を伝えたり、学部卒業生等学生から新世代の視点・ICT 技術をとりいれたり、履歴の違う学生同士が同じコース・授業を履修することの相乗効果がみられている。ただし、授業実践探究コースでは、学生個々の各教科の専門性の差異があるため、主指導教員と学生のマッチングに関しては、コース内教員が全員同席のもとで新入生1人1人に面談を実施して、各学生個々のこれまでの学習履歴や研究の方向性をコース内教員全員で共有し、面談を経て主指導教員を決める手続きを取っている [資料 77、78]。

子ども支援探究コースは、コース内でも生徒指導・教育相談系と特別支援教育系に分かれており、所属系によって専修免許を取得するために必要な科目が変わるといのが、他コースとは異なる点である。したがってオリエンテーションでの履修指導に関しては丁寧なガイダンスをしている [資料 79]。特別支援教育系の学生が特別支援学校教諭の専修免許状に加えて小中高の専修免許状も取得したい場合には、これらの免許状を取得できるように、カリキュラム運用の工夫を行っている。この制度を活用して、特別支援教育系の令和3年度修了生2名・令和4年度修了生2名・令和5年度修了生3名は、それぞれ中学校・高等学校の専修免許状も取得している [資料 80]。一方で、生徒指導・教育相談系の特徴として、現職教員等学生が修士1年の夏に参加する関係機関実習では、教育委員会が運営する適応指導教室に加え、地域の児童相談所やNPO 法人スチューデント・サポート・フェイスといった不登校児童・生徒・引きこもり支援を行う民間事業所など、計3カ所への学生の派遣を行っている。不登校児童・生徒や困難家庭への対応を迫られる生徒指導・教育相談系の現職教員等学生に、学校現場での業務では触れることができない児童福祉や心理支援の現場での学びの機会を提供している [資料 81]。一方で学部卒業生等学生は、幼稚園・小学校・中学校の一種免許状の取得、あるいは学生自身の教養のため、教育学部の科目等を履修できることとなっている [前掲資料 26]。令和3年度から令和5年度まで3名の学生がこの制度を活用し、教育学部開講の科目を履修することで知見を深め、結果として幼稚園、小学校の一種免許状を取得している [資料 82]。また病気・障害を持った学生に対しては、修学上の合理的配慮提供を申請する制度が用意されており、利用実績もある (資料 83)。

《必要な資料・データ等》

[資料 77] 授業実践探究コース オリエンテーション資料 (理論と実践)

[資料 78] 令和3年度授業実践探究コース 配属のための面談について

[資料 79] 令和4年度子ども支援探究コース\_オリエンテーション資料

[資料 80] 令和3～5年度 特別支援教育系学生の免許取得状況

[資料 81] 令和5年度佐賀大学教職大学院子ども支援探究コース実習実施計画書

[前掲資料 26] 学部卒業生等学生の教育学部の科目等履修に関する申合せ

[資料 82] 令和元～5年度 教育学部科目履修状況

[資料 83] ウェルビーイング創造センターリーフレット 障害ある学生が利用できる支援制度利用の流れ

[資料 84] 令和6年度 学校教育学研究科 WEB 会議対応一覧

[資料 85] 令和6年度 学校教育学研究科オフィスアワー対応一覧

### 観点5-1-2 教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院修了時点で教員採用試験に合格していない修了生に関しては、教員採用試験対策及び進路相談を、大学院の全専任教員が修了後も引き続き行っている〔資料 86、87、88、89〕。これまでに令和2年度3名、令和3年度2名、令和4年度3名、令和5年度4名の修了生の支援を行った。また、教員採用試験の対策及び進路相談の中で、修了生が講師として勤務する学校で直面する学級経営の悩みに答えるなどの幅広い支援を行っている。

修了生が現場に出てからどのような学びを継続しているか、また本教職大学院での学びが現場でどのように活かされているかを知る機会として令和4年度より、教員と修了生が率直に意見交換する場として、修了生懇談会（卒後支援の会）を夏休み期間中の8月に開催している〔前掲資料61、63、資料90、91〕。修了生懇談会の参加者は令和4年度が9名、令和5年度が7名であった。修了生懇談会で上げられた報告や現場からの要望が、教職大学院の指導内容にフィードバックとして記録され、それに基づいた教育改善が行われている。例えば、令和4年度の修了生懇談会では、学部卒業生等学生が修了生として現場に出て直面した学級経営に関する悩みが吐露され、修了生や大学院教員からは具体的な対応策等の助言がその場で提供されるとともに、学級経営について教職大学院でももう少し学んでおきたかったという要望が挙げられた。そのため、要望に沿う形で令和4年12月「望ましい児童生徒へのかかわりや学級経営について」という学習会を実務家教員が中心になって企画・実施した〔前掲資料 29、92〕。修士2年の学部卒業生等学生8名中6名が参加し参加学生の感想も良好で、「今後の就職後の学級経営のイメージを抱くことができた」と感想があった〔資料 93〕。令和5年度も修了生懇談会から挙げられてきた要望に沿う形で「学校現場における保護者への対応について」などに関する学習会を実施している〔資料 94〕。

また、修了生の研究活動を促すという目的から、修了生を含めたメーリングリストを作成し、関連学会などの情報提供を教員から積極的に行っている。研究活動の継続という点では研究科紀要への論文投稿を修了後も積極的に行うように推奨しており、修了生の論文掲載状況として、令和元年度の第4巻で1本、令和2年度の第5巻で2本、令和3年度の第6巻で3本、令和4年度の第7巻で6本、令和5年度の第8巻で22本と研究実績が蓄積されている〔前掲資料 96、151、152、153、154〕。修了生に対する進路指導・現場の相談・研究指導を各教員が行った実績として、令和3年度は18名（のべ）の修了生に、23回の直接指導を行い、17回のメール・電話対応を実施した。令和5年度は18名（のべ）の修了生に、34回の直接指導を行い、47回のメール・電話対応を実施した〔資料 94〕。また教職大学院の修了生が在籍している学校・所属機関への研修等も、令和3年度2件、令和4年度と5年度で1件ずつ行っている〔資料 95〕。

《必要な資料・データ等》

[資料 86] 令和2年（最終）教員採用試験対策講座報告

- [資料 87] 令和3年（最終）教員採用試験対策講座報告
- [資料 88] 令和4年（最終）教員採用試験対策講座報告
- [資料 89] 令和5年（最終）教員採用試験対策講座報告
- [前掲資料 61] 令和4年度5期修了生懇談会報告
- [資料 90] 令和4年度5期修了生懇談会記録 授業実践探究コース編
- [前掲資料 63] 令和5年度6期修了生懇談会報告
- [資料 91] 令和5年度6期修了生懇談会記録 授業実践探究コース編
- [資料 92] 令和4年度 みなし実務家教員による学級経営についての授業外指導の案内
- [前掲資料 29] 令和4年度みなし実務家教員による学級経営についての授業外指導
- [資料 93] 令和4年度 みなし実務家教員による学級経営についての授業外指導の参加者感想
- [前掲資料 152] 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第4巻表紙・目次
- [前掲資料 153] 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第5巻表紙・目次
- [前掲資料 154] 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第6巻表紙・目次
- [前掲資料 155] 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第7巻表紙・目次
- [資料 94] 修了生への指導・助言・研修の実績
- [資料 95] 修了生勤務校への研修実績
- [資料 96] 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第8巻表紙・目次

（基準の達成状況についての自己評価：A）

「学生の学修履歴、実務経験等の違いに応じて、どのような履修指導並びに学修支援を行っているか」に関しては、入学直後の3つのコース毎の学生向けオリエンテーションの多様性や、学生の専門性とのミスマッチを極力なくすため主指導教員の割り振りを丁寧に行うなど、学生の違いに応じたきめ細かな支援ができていているといえる。また、子ども支援探究コース特別支援教育系の学生が特別支援学校教諭専修免許状のみならず、小中高の専修免許状も取得できるよう、カリキュラム運営の工夫などが十分に機能している。一方で教育学部の授業を修得することで未取得の免許を教職大学院在学中に取得しようとする学生が、一定数存在し、学生の多様なニーズに答えている。「教職大学院の修了生にどのような学修支援を行っているか」に関して、特に教員採用試験に向けた指導・支援に関して、きめ細かな学修支援ができていていると考える。修了生の勤務校への助言的指導に加えて研究指導という点でも、教員と学生のやりとりが修了後も継続している事例が増えている。その成果として修了生の論文が研究科紀要に掲載される数なども確実に増加している。また令和4年度から始まった年1回開かれる修了生懇談会は、修了生同士が現場での学びの体験を持ち寄ることに加えて、教職大学院での学びを現場体験との関係の中で振り返るという視点が生まれ、修了生懇談会での提言をもとに実務家教員による学習会が企画・実施されるなど、修了後の現場の学びと大学院で提供されるコンテンツの好循環を生んでいる。

## 基準5-2

- 生活支援、キャリア支援、経済支援の取組、並びに学生に対するハラスメント、メンタル・ヘルス等に対応する措置が適切であること。

**観点5-2-1** 学生に対して、生活支援、キャリア支援にどのように取り組んでいるか。また、ハラスメント、メンタル・ヘルス等にどのように対応しているか。これらのことに関して教職大学院独自のものはある

か。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は基本的に「集団指導体制」を採用しているため、学生はコースや主指導教員か否かに関わらず、全ての教員に気軽に相談に行くことができる体制を整えており、実際にそうした相談が行われている。例えば、修学上の相談、進路相談、教員採用試験受験に関する相談などである。特に学部卒業生等学生向けに、教員採用試験対策及びその相談を、大学院の全専任教員が行っている〔前掲資料 86、87、88、89〕。その上でコースごとの主・副指導教員は学生に対して、個別に支援と助言を行っている。そのため、教員と学生の関係は指導教員・学生間のみ閉ざされたものではなく、複数の教員で個々の学生に関わる「開かれた」関係性の中で支援・指導を行っている。こういった取組は、大学全体及び教育学部とは別個の、本教職大学院独自の取組である。

また、学生の大学生生活の意見を汲み上げるために、学生と教員の意見交換会や学生へのアンケートを各コースにおいて前期終了時と後期終了時の計2回定期的に開催し、学生の相談に応じている〔前掲資料 31、32、33〕。意見交換会やアンケートで出された学生からの意見を、その後の研究科運営に活用し改善を図っている〔資料 100〕。こうした意見交換会等も、本教職大学院独自の取組として行っている。

ハラスメントについては、全学的にハラスメント委員、ダイバーシティ・人権教育委員会が組織されている。大学院においては2名の教員がハラスメント委員になっており、そのことを学生に周知している〔資料 101、102〕。

メンタルヘルスに関しても、学生カウンセラーが対応する学生支援室・保健管理センターを中心とする全学的な学生支援体制があるとともに、探究実習のカンファレンスや事前・事後指導時には学生に多様な教員が関わっており、心身の健康にも配慮している。指導教員による助言と支援に加えて、大学全体として「学生なんでも相談窓口」「保健管理センター学生相談室」「キャンパスソーシャルワーカー」「学生カウンセラー相談窓口」、及び電子メールといった相談・支援制度が整っており、これらが有効に機能している。これらの大学内の相談先の一覧は、入学時に学生に配付し周知しており、学生の利用実績もある〔資料 103〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 86〕 令和2年（最終）教員採用試験対策講座報告

〔前掲資料 87〕 令和3年（最終）教員採用試験対策講座報告

〔前掲資料 88〕 令和4年（最終）教員採用試験対策講座報告

〔前掲資料 89〕 令和5年（最終）教員採用試験対策講座報告

〔前掲資料 31〕 令和4年度 学生からの意見聴取\_授業実践探究コース

〔前掲資料 32〕 令和4年度 学生からの意見聴取\_教育経営探究コース

〔前掲資料 33〕 令和3年度 学生からの意見聴取\_子ども支援探究コース

〔資料 97〕 欠番

〔資料 98〕 欠番

〔資料 99〕 欠番

〔資料 100〕 令和4年度 学生の意見を踏まえたFD研修の記録

〔資料 101〕 令和4年度 教員と院生の係について

〔資料 102〕 令和5年度 教員と院生の係について

〔資料 103〕 佐賀大学学生生活課 2023 大学生活のための情報知ってますか？

**観点5-2-2** 学生に対して、どのような経済的支援（検定料、入学料及び授業料の減免等）に取り組んでいるか。また、教職大学院独自の取組はあるか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

佐賀県からの現職教員等学生の入学者に関して、入学金は佐賀大学と佐賀県教育委員会間の協定により免除となっており、授業料は佐賀県教育委員会が全額負担する措置を行っているため、本人による負担はない。また、給与についても、佐賀県より全額支給されている。このため、現職教員等学生の入学者に対する経済的支援については手厚くなされている。

学部卒業生等学生の入学者にとって、入学金・授業料・生活費等、大学院で学ぶ上での経済的負担は重いため、学部卒業生等学生の入学者に対する経済的支援は重要な課題となっている。本教職大学院では、佐賀大学大学院学生募集要項や入学時のオリエンテーション等で、入学金・授業料免除や奨学金制度について説明し、必要な場合は活用を勧めている〔資料 104〕。例えば日本学生支援機構による奨学金や奨学金返還免除措置、授業料免除、学生教育研究災害傷害保険、障害学生支援、学生寄宿舎、アルバイト先の紹介などを行っている。その他、民間・地方公共団体による奨学金についても、周知を行っている〔資料 105〕。

実際の活用事例として、日本学生支援機構による奨学金に関して、第1種・第2種併せて、令和元年度が8名、令和2年度が8名、令和3年度が4名、令和4年度が5名、令和5年度が5名活用している〔資料 106〕。さらに、日本学生支援機構による奨学金に関して、令和2年度の返還免除措置の希望者が4名、うち1名が半額免除の措置を受け（大学全体から本教職大学院に割り振られている人数は、令和2年度から4年度までが1名、令和5年度が2名であったため、1名を超える免除措置は当面ない）、令和3年度修了生で返還免除措置希望者が4名のうち、1名が半額免除の措置を受けることになった〔資料 107〕。大学独自の入学料免除制度を利用した学生は、令和元年度は申請者2名で全額免除1名、令和2年度は申請者2名で全額免除1名・半額免除1名、令和4年度は申請者1名で半額免除1名の実績がある〔資料 108〕。大学独自の授業料免除制度を利用した学生は、令和元年度は前期2名・後期2名、令和2年度は、前期4名（うち1名半額免除）・後期4名、令和3年度は前期3名（うち1名半額免除）・後期3名、令和4年度前期2名・後期2名となっている。

《必要な資料・データ等》

[資料 104] 新入学者用ガイドブック

[資料 105] 公益財団法人 中村積善会

[資料 106] 学校教育学研究科・奨学生数

[資料 107] 令和2～4年度 奨学金返還免除結果

[資料 108] 学校教育学研究科入学料・授業料減免実績

(基準の達成状況についての自己評価：A)

「学生に対して、生活支援、キャリア支援、ハラスメント、メンタルヘルス等にどのように対応しているか。」に関して、コース内で集団指導体制を取ることで、教員と学生との間に風通しのよい関係を維持している。研究に関することを研究者教員、授業実践や実習先での困りごとを実務家教員に尋ねるなどが日常的に行われる中で、一人の学生が抱える相談事の種類に応じて頼る教員を変えることができる風土が醸成されており、悩みや問題が固定化することが防がれていると考える。キャリア支援についても、教員採用試験対策や就職相談などコースの枠を超えて全教員で取り組んでいる。また、学生の意見を汲み上げる意見交換会や学生アンケートを、定期的に

実施し、意見の大小や施設利用や学習面など領域にかかわらず学生の要望が教員に伝わりやすい仕組みが取れている。要望の内容によっては全て叶えることが難しい場合でも、教員側での検討内容と学生への回答をその都度行うことで、学生と教員間で一方的でない対話型のやりとりが行われ、結果的に不満が溜まりにくい体制が取られている。以上が、本教職大学院独自の取組である。加えて、大学に従前からあるキャンパスソーシャルワーカーや学生支援室といったメンタルヘルスのサポート体制が教職大学院の学生にも浸透し活用されている。「学生に対する、経済的支援（入学検定料、入学料及び授業料の減免等）」に関しても、日本学生支援機構の従来型の奨学金制度や返還免除制度が活用されていたり、民間の奨学金制度や大学独自の入学料・授業料免除制度の存在が早いうちから学生に周知されていたり、経済的支援を必要とする学生が利用できる仕組みが十分に整っている。

以上の点から、基準を十分に満たしていると判断した。

### 基準 5-3

○ 施設・設備並びに図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を、有効に活用していること。

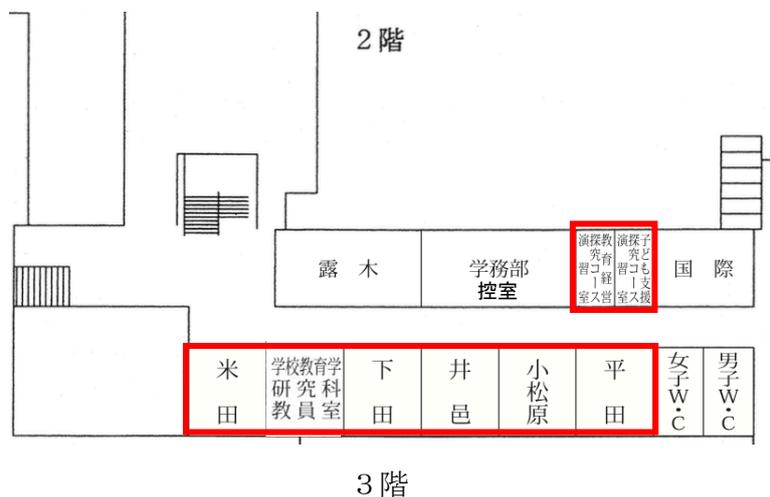
**観点 5-3-1** どのような施設・設備を有効に活用しているか。

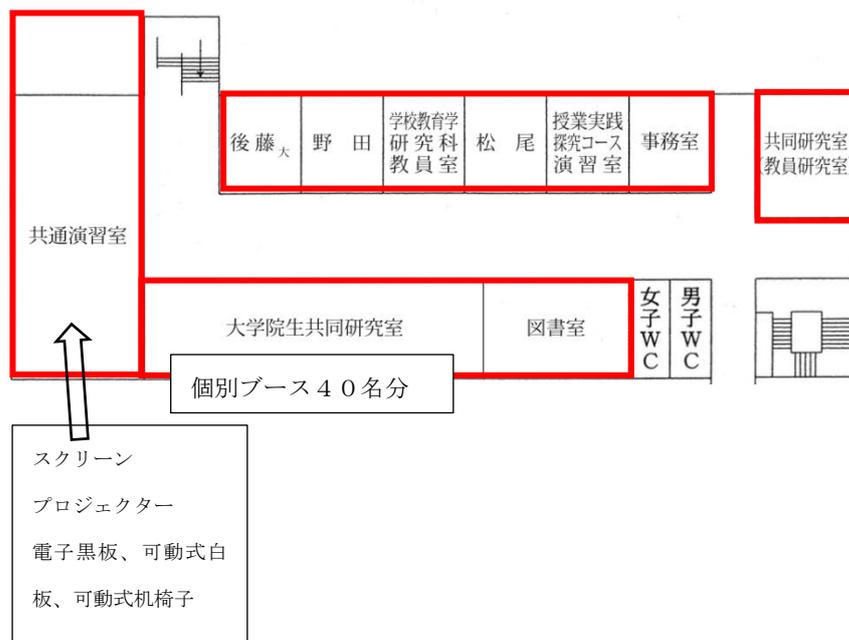
[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院では、授業や指導のための施設・設備や、自主的・協働的な学習のための設備・備品等が整備・活用されており、毎年度初めや学期の初めに学生の要望等を取り入れながら継続的に改善を図っている（図1）。

コロナ禍により急速なネットワーク設備等の整備が進められ、また、講義室等の規模が拡張され、今後はこれらの維持管理が求められる。

(図1)





※教職大学院の施設は赤枠で囲まれた範囲

本学では、すべての教室等に全学的に利用可能な Wi-Fi 環境を整備している。本教職大学院の授業を行う共通演習室には、スクリーンやプロジェクター、電子黒板、可動式白板、可動式机椅子、を設置し、アクティブ・ラーニングやグループ討議にも適した環境となっている。また、コロナ禍でのオンライン講義等への対応から、全指向性マイクを利用したりすることで、遠隔のみならず、対面とオンラインのハイブリッドでの学びの環境を提供できるようになり、アクティブ・ラーニングにも対応できている。令和4年度からは対面での講義の機会も増え、教育学部の社会科学教室やアクティブ・ラーニング室、全学教育機構の ICT 施設などを積極的に利用し、授業の活性化を図っている。

また、電子黒板も授業で効果的に活用されており、学生のプレゼンテーション能力も高い。大学院生共同研究室には、各自の机（間仕切りがなされている）が配置され、図書コーナーには専門性の高い学術書や雑誌、辞書等が架蔵されている。また、各コースに演習室があり、学生による発表準備や教員による個別指導に活用されている。各施設の機能を活用することにより、学生の日常的な教育・研究がより充実したものとなっている。

《必要な資料・データ等》

なし

**観点 5-3-2** 特に、情報ネットワーク関連の施設・設備として、どのような施設・設備を有効に活用しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本学では、全学的に利用にあたって認証が必要な Wi-Fi 環境を整備している。当該ネットワークは、すべての大学構成員が特別な申請なく利用することができる。また、インシデントが疑われる場合には、CSIRT がネットワークの切り離し等を迅速に行い、セキュリティレベルを維持している。また、セキュリティ対策ソフトウェアの全学ライセンスを保有し、学生も利用することができる。その Wi-Fi 環境を、オンラインコラボレーショ

ンツールを用いた資料の共有、課題の提出、オンラインでの講義・演習、自習等に活用している。

また、定期的に学生にアンケートを実施し、その意見に基づいてコンピューター等の研究環境の更新を行っている。なお、VR ヘッドセットを活用する授業のための環境も整えている [資料 109、110、111]。

《必要な資料・データ等》

[資料 109] 令和 2～4 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科決算報告書

[資料 110] 教務システムの利用説明資料

[資料 111] 佐賀大学総合情報基盤センター<https://www.cc.saga-u.ac.jp/use/microsoft365> (2023. 8. 29 参照)

**観点 5-3-3** どのような図書、学術雑誌、電磁的方法により提供される学術情報資料を整備し、有効に活用しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

院生研究室には個別ブースに隣接して図書コーナー（簡易間仕切り使用）を設け、学生の自主的で協働的な学修を担保している [資料 112]。図書としてはコースの分類に合わせて、各教科における授業実践、特別支援教育、生徒指導・教育相談、教育経営関連の専門書及び関連雑誌を収蔵している。実践報告書、紀要、書籍、そして、教師教育関連書籍等、約 1,700 冊を配架している。教師教育関連書籍については、佐賀県教育委員会との連携により、小・中・高等学校の全教科の教科書を架蔵し、授業構想の具体化、精緻化が図れるようにしている。購入図書については、年に 2 回学生に希望を募るようにして図書の整備をしている。共通演習室には小・中学校全ての教科のデジタル教科書をインストールした電子黒板を整備している。

また、本学附属図書館は、平日の夜間（21 時まで）、土曜日、日曜日も開館している。図書の検索システムも稼働し、学生が必要な資料を収集できるようになっている。また、コース毎の演習室にも図書コーナーを設けており、コースに必要な専門図書を 50 冊程度それぞれ架蔵している。

さらに、紀要と学生の課題研究報告書もリポジトリで閲覧できるようにしている。また、講義資料について、授業の資料を teams 等で共有するようにしている。

《必要な資料・データ等》

[資料 112] 令和 5 年度大学院生共同研究室図書コーナー書籍リスト

**観点 5-3-4** 特に、複数のキャンパス及びサテライト・キャンパスがある場合、それぞれに整備した施設・設備は、どのように連携を図っているか。また、効率的に活用するため、どのように取り組んでいるか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院が設置された平成 28 年度から令和元年度までは、例えば「学校内外連携・協働演習」という授業においては、担当教員と受講学生が武雄キャンパスや唐津キャンパスを訪れ、当地で活躍する社会教育団体関係者をゲストスピーカーとして招いた授業を実施したり、「学力と学習評価の研究」という授業では、担当教員と受講学生が鳥栖キャンパスを用いて当地の教員が参加する形での授業を展開するなど、サテライト・キャンパスを活発に利用していた [前掲資料 17]。しかし新型コロナウイルス感染症対策のため、今回の認証評価対象期間の始期である令和 2 年度から令和 5 年度まではサテライト・キャンパスの利用を控えざるを得ない状況であった。令和 6 年度からは、本教職大学院から教員や学生がサテライト・キャンパスを訪れる形での活用のみではな

く、本教職大学院とサテライト・キャンパス、さらにはサテライト・キャンパス間もオンラインで繋いだ形で授業等を実施するなど、移動時間の効率化と学修機会の充実を図り、サテライト等キャンパス間の連携を密にしていくことを検討している（図2）。

（図2）



《必要な資料・データ等》

〔前掲資料17〕 令和5（2023）年度履修案内（p.13）

**観点5-3-5** 教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

大学内の予算編成においては、教育学部と教職大学院の予算が合算で提示され、教育学系会議において学部と大学院の予算がそれぞれに編成されている。教育学部と教職大学院は、緊密な協力体制のもとで運営されており、予算執行上においても協力して執行にあたっている〔資料113〕。

共通経費を設け、その中で学生の意見に基づき計画的に設備の更新を行っている。例えば、デジタルビデオカメラ、ICレコーダー、スキャナーを、学生の意見に基づき購入した。

コラボレーションツールについては、teams等で集約し、利用状況を確認して、経費削減に努めている。また、令和5年度には、ネットワーク環境は定期的に更新を行っている。

さらに、院生各コース演習室等に、ルーターを新たに設置することでネットワークへの接続の向上をはかり、学生の研究活動を推進してきている。

また、施設・設備に法人に予算要求の仕組みがあり、研究科は学部と合同で出している。

以上のように、本教職大学院の教育研究環境の維持に、必要とされる経費が投じられているものといえる。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料109〕 令和2～4年度佐賀大学大学院学校教育学研究科決算報告書

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院では、スクリーンやプロジェクター、電子黒板、可動式白板、可動式机椅子等を設置し、アクティブ・ラーニングやグループ討議にも適した環境となっている。また、コロナ禍でのオンライン講義等への対応から、全指向性マイクを利用したりすることで、遠隔のみならず、対面とオンラインのハイブリッドでの学びに

も対応できている。本教職大学院以外の大学施設として、教育学部や全学の施設を有効活用している。情報ネットワーク関連の施設・設備としては、全学の教務システムに加えてビデオ会議システムを授業等に活用しており、また本学、情報総合基盤センターへの登録等を進めることで、セキュリティについては万全の状態を保持し、ルーターを増設するなど Wi-Fi 環境を整えるなど通信環境の改善にも努めている。

令和5年度末には院生共同演習室を増設し(図1)、少人数(3人程度)で同時に作業ができるように、作業台を準備している。

図書としてはコースの分類に合わせて、各教科における授業実践、特別支援教育、生徒指導・教育相談、教育経営関連の専門書及び関連雑誌を架蔵している。施設・設備や図書、通信環境等の改善に関しては、定期的に学生から意見を聴取し、学生のニーズに積極的に対応するようにしている。

学内予算については、運営費交付金の削減の影響はあるものの、研究科に適正に予算措置がなされている。また、学生の意見を体系的に集約し、一部これを反映する形で使われており、学生の研究がより充実するような備品や、学生の学修に資する備品・消耗品等を確保するための財政的配慮がなされている。

以上のことから、基準を満たしていると判断した。

## 基準領域 6 教育研究実施組織

## 基準 6-1

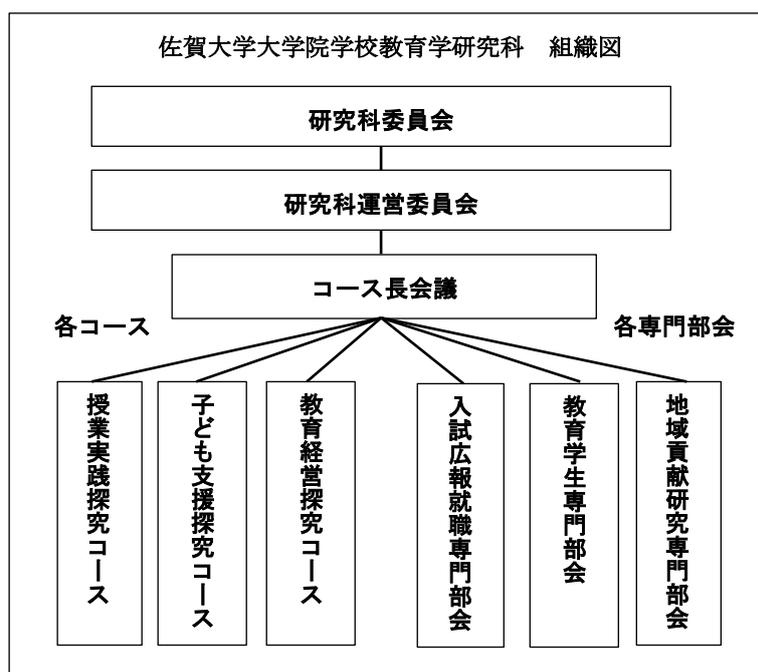
○ 教育研究上の目的を達成するための組織が機能しているか。

**観点 6-1-1** 教育研究上の目的を達成するために、どのような組織を編成し、管理運営を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の組織編成や管理運営に関しては、「佐賀大学大学院学校教育学研究科運営規程」〔資料 116〕及び「佐賀大学大学院学校教育学研究科規則」〔前掲資料 1〕を基礎として、以下で言及する規則・規程に定められている。下に示す図は、本教職大学院の組織図である（図 3）。

（図 3）



研究科委員会は、原則として毎月開催されている〔資料 114、117〕。

研究科運営委員会は、原則として毎月開催しており、研究科の教育課程の編成に関する事項、課程の修了及び学位の授与に関する事項、入学者選抜に関する事項、その他教育研究及び管理運営に関する事項等について、研究科委員会よりも日常の教育・研究活動に密接に関連した事項を幅広く協議している〔資料 115、118〕。

コース長会議は上述の所掌事務は、予算・施設・人事・評価・共同研究活動（修了生への追跡調査サービス）など全体に関する事項、研究成果発表会の企画運営等についての協議、佐賀県の教育委員会と交渉等となっている〔資料 119〕。

各専門部会として入試広報就職専門部会、教育学生専門部会、地域貢献研究専門部会を置いている。入試広報就職専門部会は、入試関連業務、広報、教員採用試験対策、修了生対応等を担当している。教育学生専門部会は、探究実習、学生関係（意見交換会や各種発表会の企画等、奨学金等）、教務関係を管轄している。地域貢献研究専門部会は、佐賀県教育委員会との連携協力事業、研究科紀要の編集、研究倫理審査等を行っている〔資料 120・121・122〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 1〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科規則

- [資料 114] 佐賀大学大学院学校教育学研究科委員会規程
- [資料 115] 佐賀大学大学院学校教育学研究科運営委員会規程
- [資料 116] 佐賀大学大学院学校教育学研究科運営規程
- [資料 117] 令和 5 年度第 13 回研究科委員会記録
- [資料 118] 令和 5 年度第 13 回大学院運営委員会議事要旨
- [資料 119] コース長会議議事録（メール会議）
- [資料 120] 入試広報専門部会資料
- [資料 121] 教育学生専門部会資料
- [資料 122] 地域貢献研究専門部会資料

**観点 6-1-2** 教育研究上の目的を達成するために、教員の組織は、どのような点に重点を置いた構成となっているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院の教員の組織が教育活動を推進するために重点的に取り組んでいることとしては、各コースの学問特性に合わせた役割分担を行ったり、教育委員会からの人事交流で派遣された実務家教員（みなし教員含む）と研究者教員の協働作業をとおした学び合いなどを実践するなどの工夫を行っていることである。例えば、基本的に授業はコースごとに教員が分担して担当しているが、TT 授業は原則として研究者教員と実務家教員のペアで学術的知見と実践知の融合を促進している。例えば、共通必修授業である「教育経営の基礎と課題」では、学校改善を目指した各種取組に関して、その政策的理論的意義や特性などを研究者教員が指導しつつ、それを学校運営においてどのように実現化していくかについて実務家教員が指導している。実習指導に際しては、「理論と実践の往還」の観点から、実践を改善するための理論的示唆と実践的応用をそれぞれ研究者教員と実務家教員が担当しつつ、それらを融合させる形で進めている。調査方法や ICT の利活用等に関する授業など共通科目の領域をカバーするためには、コースや研究者教員・実務家教員・みなし教員の別なく、複数の教員が得意分野を活用することによって担当する授業を実施するなどの工夫もしている [資料 123]。教科教育等は、教育学部教員も兼任教員として専任教員と協働して授業を担当している。授業の特性によっては、県教育委員会からゲストティーチャーを招くこともあり、例えば「教科等における ICT の利活用の基礎と課題」においては、2 回分の授業を使って、GIGA スクール構想への対応など県教育委員会としての取組をレクチャーしてもらっている。

《必要な資料・データ等》

[資料 123] 教員専門分野一覧

**観点 6-1-3** 教員組織の活動をより活性化するため、専任教員の採用及び昇格等や授業担当教員の配置について、どのように手立てをとり、また顧慮しているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院における研究者教員と実務家教員の採用については、研究者教員は「国立大学法人佐賀大学の人事基本方針」に基づいて公募、実務家教員は県教育委員会との人事交流によって行う。

採用に当たっては、担当授業科目に関する研究業績と課程認定及び設置基準に規定する研究上の業績を有していること、加えて、研究者教員については、大学での教員歴、実務家教員については、学校や教育行政機関での

実務経験を踏まえ審査を行っている。審査については書面、面接、模擬授業等で行っている〔資料 124、125、126〕。

教員の採用及び昇任は、佐賀大学の教員採用及び昇任の方法に沿って実施している。

佐賀県教育委員会から派遣される実務家教員については、佐賀大学と佐賀県教育委員会との協定に基づき、教育委員会と綿密に連携して審議した上で候補者を選出している。その際、まず本教職大学院から、求められる実務家教員の教育研究業績や学校種・専門教科・その他専門能力等について佐賀県教育委員会に通知し、佐賀県教育委員会がそれらの視点に基づき適格な教員を選任し、本教職大学院に推薦する。そのうえで改めて、本教職大学院が求める実務家教員として相応しい教育研究業績を有しているか佐賀大学大学院学校教育学研究科教員選考基準に沿って審査している。そのため、実務家教員、及び、みなし実務家教員の公募は実施していない。なお、実務家教員、及び、みなし実務家教員の派遣期間は、原則 3 年としているが、両者の同意に基づき延長も可能となっている〔資料 125、前掲資料 17、35、64、68〕。

昇格に関しては、実務家教員については原則的に任期が 3 年であるため、任期中に昇格した事例はなく、また、その必要性が生じたこともない。研究者教員については、原則として公募制を採用している。公募制を採った場合、通常の採用人事と同様応募要領が公表され、競争的な選考が行われる。

また、授業担当教員については以下の点を考慮して担当教員を決定している。

本教職大学院の専任教員は実務家教員と研究者教員がいることを踏まえ、できるだけ両者が協働で授業を担当している。そうすることで、授業の中でも研究者教員が理論的な内容を実務家教員が実践的な内容を担当し、利理論と実践の往還を図っている。加えて、実務家教員は、実習における実践的な指導、学部卒業生等学生の就職に向けた指導や相談など幅広く学生のニーズに沿うことができるようになっている。さらには、みなし実務家教員は学級経営や学校経営の今日的諸課題について指導を行うなど、現場の理解に役立っている。

また、本教職大学院の専任教員だけでは開講している全授業科目を担当することができないため、教育学部の教員が自身の専門分野に関わる学校教育学研究科の授業を担当している。また、多くの科目（実習科目を除く科目の 65%）で協働による授業を担当している〔前掲資料 17〕。

#### 《必要な資料・データ等》

〔資料 124〕 国立大学法人佐賀大学教員選考規則

〔資料 125〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科教員選考基準

〔前掲資料 17〕 令和 5（2023）年度履修案内（p. 27-29）

〔前掲資料 35〕 平成 28 年佐賀県教育委員会との協定書

〔前掲資料 68〕 佐賀県教育委員会と国立大学法人佐賀大学教育学部及び大学院学校教育学研究科との間における人事交流（附属学校園を除く）に関する協定書

〔前掲資料 64〕 佐賀県教育委員会と佐賀大学とのみなし実務家教員派遣に関する覚書

〔資料 126〕 国立大学法人佐賀大学教員人事の方針

**観点 6-1-4** 授業や学生指導等に係る教員個々の負担の偏りを是正するために、どのような対応に努めているか。

〔観点に係る取組・改善等の状況〕

本教職大学院内の組織運営に対する業務負担の偏りを是正するために、令和 4 年度から組織自体を見直すこと

にした。それまで学校教育学研究科の組織は3つのコース会議（授業実践、子ども支援、教育経営）と3つの専門部会（教育学生、入試広報、地域貢献）から成っていた。主にコースはそれぞれのコース運営に直接携わり、専門部会は本教職大学院に関する業務（学生、教育、研究、入試、広報、地域貢献、施設管理等）をそれぞれ分担していた。それらの中の就職や研究に関する業務も教育学生部会が担っていた。それに加え、年々増加する対応すべき職務の多くが教育評価や条件整備等に関わることであったため、それらが教育学生部会に集中するという事態が発生した。そのため、令和4年度からは3つの専門部会（教育学生、入試広報就職、地域貢献研究）に再編し、業務内容の平準化を図った。また、3つのコース会議と3つの専門部会を統括するコース長会議を新たに設けた（観点6-1-1図4参照）〔前掲資料 115〕。これらの組織変革により、学校教育学研究科の組織運営の効率化と職務負担の平準化が実現できている。さらに、専門部会に関しては専任教員でローテーションを組むことにした。そのことにより、数年がかりで全ての業務を経験することができ、業務経験の偏りもでないようにすることができる〔資料 127〕。

また、本教職大学院の授業や学生指導の負担については、開学以来各コースで多少の差はあるものの担当授業数や主担当の人数などに大きな差は見られたことがない。ただし、教育学部や他学部の担当授業科目が多い教員が数名おり、令和5年度までは、教育学部の授業を1人で10科目担当するなど、そちらの負担が大きい教員がいた。他の専任教員は教育学部や他学部の授業担当は、2科目程度として、負担が過度にならないようにしている。令和6年度には、業務の偏りの改善を図るために当該教員を教育学部へ、教育学部の教員1名を本教職大学院へ、それぞれ配置替えをした。このような取組みを通して、教育学部と本教職大学院間の連携がとりやすく、一体的な運用が可能となっている〔資料 128〕。

《必要な資料・データ等》

〔前掲資料 115〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科運営委員会規程

〔資料 127〕 専門部会ローテーション表

〔資料 128〕 令和5年度学校教育学研究科教員授業担当一覧

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院における組織編成や管理運営は、「佐賀大学大学院学校教育学研究科規則」を基礎として、各規則・規程によって組織され、実際に運営されている。教育研究上の目的を達成するために、各コース及び各教員の特性に合わせた役割分担のあり方を工夫し、また、業務の負担の偏りの解消などの課題に対しての改善を図ってきており、組織運営は正常に機能している。

また、授業科目に関しては原則として研究者教員と実務家教員との複数教員で担当し、理論と実践の往還を図り、実践の場での長期にわたる探究実習で得られた成果を中心に研究の深化・理論化をめざすために、教員組織を編成している。教員は、教育課程の中で適切に配置されている。

教員の採用は学内の諸手続を経て、研究者教員は公募、実務家教員は人事交流で行われている。採用基準や昇格基準は明確に規定されており、研究者教員の実務経験や実践研究の実績、実務家教員の学術的業績を評価する項目も設定されている。加えて、実務家教員である佐賀県教育委員会からの派遣教員については、教育委員会と綿密に連携して審議した上で候補者を選出し、研究者教員と同じ手続を経て採用を行っている。

以上のことから、基準を十分に満たしていると判断した。

**基準 6-2**

○ 教育研究上の目的を達成するために、組織的に研究する環境を備え、また FD に取り組んでいること。

**観点 6-2-1** 組織的な研究環境がどのように築かれ、どのような研究活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

組織的な教育環境の整備や研究活動として、本教職大学院主催のシンポジウムの開催、学校トップリーダー研修の実践、本教職大学院の研究紀要の発刊、及び地域の学校等との研究連携が挙げられる。

平成 30 年度から、教育研究上の組織的な取組を進展させるために、修士 2 年生の研究成果発表会に併せて、県内外の教育関係者を対象としたシンポジウムを開催している [資料 129]。各シンポジウムの内容は、逐語録を学術的な観点からまとめ直し、大学院紀要に掲載している [資料 130、131]。

また、教職員支援機構からの外部資金を得たことをきっかけに、平成 29 年度より、学校の管理職を対象とした学校トップリーダーの養成のための連続セミナーを開催している。現在は「佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）及び佐賀県教育委員会の連携・協力事業」の 1 つとして、オンデマンド形式で 4 つのセッションを実施し、連携・協力事業の会議の中でその成果や課題について検証しているほか、企画あるいは講師を務めた教員を中心に、当該セミナーで得た知見や着想を研究へと展開させ、その成果を公表している [資料 132、136]。

さらに、大学院独自の「研究科紀要」発刊のために本教職大学院に研究科紀要編集委員会を設け、「佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要編集規程」を定め、研究科紀要の刊行を行うように体制を整えている [資料 133]。

加えて、各コースから選出された教員によるプロジェクトチームを組織して、修了生とその勤務先管理職を対象とした「修了生追跡調査」を第 3 期修了生から実施している。プロジェクトチームを中心に、教職大学院の学修成果や課題等について分析を行い、論文としてまとめて研究科紀要にて公開するとともに、研究科 FD を通じて研究科全体で共有している [前掲資料 27]。

地域の学校等と連携した研究活動として、附属学校園や地域の学校、教育委員会等と連携し、各学校の教育研究支援や共同研究を行っている [資料 134]。また、佐賀県教育センターが行っている研究についても、研究アドバイザーとして支援を行っている [資料 135]。

《必要な資料・データ等》

[資料 129] 佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）シンポジウム・研究成果発表会案内（令和 3～5 年度）

[資料 130] 令和 2 年度シンポジウム（大学院紀要掲載）

[資料 131] 令和 3 年度シンポジウム（大学院紀要掲載）

[資料 132] 令和 5 年度学校トップリーダー研修会開催要項・令和 4 年度学び続ける学校トップリーダーの資質向上事業実施状況報告

[資料 133] 大学院紀要編集規程

[前掲資料 27] 令和元年度修了生追跡調査（第 1 回）

[資料 134] 地域の学校との共同研究に関する成果物（研究論文）

[資料 135] 佐賀県教育センター令和 4 年度発信コンテンツ

[資料 136] 学校トップリーダー研修会から展開した研究成果

**観点 6-2-2** 教職員の協働による FD の活動組織がどのように機能し、日常的にどのような活動を行っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

教職員の協働による FD の活動として、教育学部と合同での FD、全学的な FD 及び本教職大学院独自の FD が挙げられる。

本教職大学院の教員は発足時より、教育学部が主催する FD 活動に参加している。主な活動として、新任・昇任教員の FD 研修会、新任教員向けの研修会といった該当する教員のみを対象としたもののほか、ティーチング・ポートフォリオを利用した授業改善などをテーマとした FD 講演会のように、全ての教員を対象としたものがある。例えば令和 4 年度は、オンライン試験システム、中期計画の目標に関連した学生のアセスメント、障害学生支援、FD 研修会が実施された〔資料 137〕。これらは教員が自分自身の教育や研究に対する認識を見直す機会になり、業務の改善につながっている。

また、前回の認証評価結果での指摘事項【今後、教職大学院独自の FD 活動を行うとともに、その記録を付けて保管し教育改善に活かすなどの工夫が望まれる】を受け、教育学部が行う FD のみならず、本教職大学院独自の FD も実施している。本教職大学院独自の FD の内容としては、教職大学院のあり方に関するものや学生の指導に関するものなど多岐に渡るが、例えば令和 4 年度は、令和 3 年度に行った「第 4 期修了生追跡調査（修了生及び勤務先管理職アンケート調査）」の結果を踏まえた授業その他の改善のための FD（5 月）、各コースで実施した学生との意見交換会の結果を教職大学院全専任教員で検討する FD（8 月・3 月）、教職大学院内の円滑な業務引継ぎの方策を検討する FD（2 月）、12 月に福井大学で開催された「令和 4 年度日本教職大学院協会研究大会」の「実践研究成果発表」の内容及び研究大会の様子を報告する FD（3 月）の計 5 回を実施した。令和 5 年度は、実務家教員の本教職大学院での教育・研究力向上を念頭に、令和 4 年度 12 月に出された中教審答申から今後の本教職大学院の方向性について検討する FD（5 月）を実施した。また、本教職大学院のカリキュラム改善や研究科教員の授業をはじめとする実践力の向上を念頭に、各コースで実施した学生との意見交換会の結果を教職大学院全専任教員で検討する FD（8 月、3 月）を行った〔前掲資料 59〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 137〕 教育学部・本教職大学院合同の FD

〔前掲資料 59〕 教職大学院 FD 研修会議事録 20220520

**観点 6-2-3** 教育研究上の目的を達成するため、教員と事務職員等がどのような連携を図っているか。

[観点に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、総務、教務、入試の各部局との緊密な連携体制を構築している。

本教職大学院を支える事務組織に関して、本研究科設置当初から教育学部総務大学院担当が本研究科に係る事務関連業務を担当し、総務担当 2 名が実務を担っている。また、カリキュラム・履修・教員免許状等の学修・教務関連の事務は教務課大学院担当が、入試等に関する事務は入試課大学院担当がそれぞれ担当しており、必要に応じて、研究科委員会・研究科運営委員会のみならず、先述の 3 つの専門部会の会議にも参加している。加えて、先に述べた本研究科独自の FD にもオブザーバーとして参加し、本教職大学院の改善点に関する観点を共有するとともに、改革に当たっては教員と事務職員がともに他大学へのヒアリングを行ったりするなど、運営を協働で行っている。例えば令和 5 年 6 月に、本教職大学院の教員 2 名と教務課職員が長崎大学に 3 年プログラムの現状についてオンライン会議システムを通じて情報交換を行い、3 年プログラムに関するニーズ把握といった成果があった〔資料 139〕。このように、教育学部事務部の大学院担当が中心となり、教務課、入試課が連携を取り

ながら円滑な事務業務を行っている〔資料 138〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 138〕 事務組織（運営委員会名簿）

〔資料 139〕 長崎大学ヒアリングメモ

（基準の達成状況についての自己評価：A）

本教職大学院の教育実践について、毎年、各コースの専門性を活かした内容のシンポジウムと学生の研究成果に関する発表会を開催し、県内外の教育関係者から参加を得ていることで、本研究科の研究成果の公表や現場還元を図っている点、毎年、学生からの意見聴取を定期的に行いその内容を踏まえた改善を専任教員全員で検討しているほか、修了生およびその勤務先の管理職を対象とした修了生追跡調査を行い、データ分析の段階から専任教員全員で共有した上でカリキュラムについて客観的に評価・検討しており、かつそれを FD において検討した上で学術研究として紀要論文の形で公表している点は本教職大学院独自の取組である。また、前回の認証評価の指摘事項を踏まえ、教育学部との合同の FD のみならず、本教職大学院独自の FD も毎年複数回実施するようにしており、授業内容等の改善、組織運営など、本教職大学院の特徴や使命、社会的な動向の中での本教職大学院が取り組むべき課題に即した組織改善が図られている。加えて、事務組織とも緊密な連携体制が取られており、円滑な教育・研究活動が行われている。

以上のことを総合的に考慮した結果、本基準を十分に満たしていると判断した。

## 基準領域 7 点検評価と情報公表

### 基準 7-1

○ 教職大学院の教職課程の自己点検・評価を定期的、組織的に行っていること。

**観点 7-1-1** 教職大学院の教職課程の自己点検・評価をどのように行っているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

教職大学院の教職課程の自己点検・評価については、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8 において作成・公表が義務付けられている「教職課程の自己点検評価」による評価、本学全体の取組、教育学部との合同の取組、本教職大学院の取組について継続的に実施しており、必要に応じて改善を行っている。

「教職課程の自己点検評価」による評価については、佐賀大学大学院学校教育学研究科教育評価システム規程（資料 145）および佐賀大学大学院学校教育学研究科における教育課程点検・改善実施要項〔資料 147〕を定め、P（Plan：計画）－D（Do：実施）－C（Check：評価）－A（Act：改善案策定）サイクルに基づく教育評価システムを行っている。各サイクルは、本教職大学院運営委員会、コース長会議、教育・学生専門部会等の各組織がそれぞれ担当し、これに基づく点検・改善を行っている〔資料 146、148〕。

本学全体の取組として、各教員は年に 1 回「活動実績報告」「自己点検・評価書」〔資料 140〕を作成して自己評価を行うとともに、学期ごとに「学生による授業アンケート」結果に基づく「授業点検及び改善目標」の作成を行い、授業改善を図っている〔資料 141〕。また、本教職大学院の教育学生専門部会が「成績評価の分布・報告」を作成し〔資料 142〕、学校教育学研究科委員会に報告した上で、次年度の教育改善に活かしている。

教育学部との合同の取組として、毎年行っている自己点検・評価書の作成が挙げられる。自己点検・評価書のうち、「Ⅲ教育の水準の分析（教育活動及び教育成果の状況）」の分析項目①教育活動の状況、分析項目②教育成果の状況について、優れた点・特筆すべき点及び改善すべき点を分析している。また改善すべき点の進捗状況については、検討中・対応中・対応済・その他の観点で点検を行い、改善を図っている〔資料 143〕。

本教職大学院の点検・評価に際しては、外部評価も活用している。本教職大学院では、①年 1 回開催される佐賀県及び関係市町の教育委員会や学校関係者等を含めた「佐賀大学大学院学校教育学研究科運営協議会」における評価、② 2 年に 1 回の外部委員による評価、の 2 つが挙げられる。①の「佐賀大学大学院学校教育学研究科運営協議会」の専任教員以外の構成メンバーは、佐賀県や市町の教育委員会や学校関係者及び連携協定を結んでいる西九州大学子ども学部にも委嘱し、カリキュラム構成、授業科目、実習科目等の学生の教育に関する事項、地域との連携に関する事項、実務家教員候補者選考の方法等に関する事項等に関する協議を行っている。併せて、各コースから 2 年生が 1 名ずつ実践研究について中間発表を行うようにしている。学生の学修の様子を具体的に示しながら、本教職大学院のあり方、運営、教育内容・方法や指導体制の改善等について審議を行い、評価できる点や改善すべき点について協議を行い、明らかになった課題や要望を教育研究に関する取組に活かしている（前掲資料 22）。②については、大学として 2 年に 1 回、部局ごとに受審することとなっている。本教職大学院は教育学部とともに受審し、高い評価を得ている〔資料 143〕。これらの結果についても、研究科運営委員会などで共有し、必要な改善などを行っている。

《必要な資料・データ等》

〔資料 140〕 個人評価「活動実績報告書」「自己点検・評価書」

〔資料 141〕 授業評価結果を用いた授業改善実施要領

〔資料 142〕 令和 4 年度成績評価の分布の点検・報告書

〔前掲資料 22〕 令和 5 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会配付資料

〔資料 143〕 令和 5 年度外部評価

[資料 144] 令和 4 年度 自己点検・評価書（教育学部・学校教育学研究科）

[資料 145] 佐賀大学大学院学校教育学研究科教育評価システム規程

[資料 146] 教育課程点検・改善実施資料（教育学生会部会議事録）

[資料 147] 佐賀大学大学院学校教育学研究科における教育課程点検・改善実施要項

[資料 148] 教育課程点検・改善実施資料（教育コーディネータ会議資料）

（基準の達成状況についての自己評価：A）

全学的な取組である教員評価（担当授業科目や受講者数といった教育領域、学会発表・公刊した論文や書籍数・大会参加状況といった学術研究、公開講座や自治体等の委員といった社会的活動、学内各種委員会の委員といった組織運営等に関する報告や自己評価・改善点の取りまとめ等）や、各学期の学生による授業評価に基づく自己分析及びそれに基づく授業改善の報告、教職大学院全体の成績評価に関する部会及び研究科運営での点検報告とそれに基づく授業等の改善、教職大学院運営協議会での意見聴取及び大学としての外部評価受審のいずれも継続的に実施しており、多様な立場あるいは多面的な観点からの自己点検・評価を行っている。加えて、在学生と定期的に意見交換を行うことや修了生懇談会、あるいは修了生追跡調査を継続しており、学生からも複数の機会を通じて意見を聴取し、その結果を教職大学院の教員全体で協議するなどして、自己点検・評価に活かしている。

以上のことを総合的に考慮した結果、客観的な資料等を含めて多様な観点から総合的に自己点検・評価を行っていると考えられることから、本基準を十分に満たしていると判断した。

## 基準 7-2

○ 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果を、広く社会に公表するため、積極的に発信していること。

**観点 7-2-1** 教職大学院の教育研究活動等の状況並びに成果はどのような方法等により、発信しているか。

[観点到に係る取組・改善等の状況]

本教職大学院は、教育研究活動等の状況並びに成果を次のような形で積極的に発信し、広く社会に公表している。

まず、広報媒体である。リーフレット〔資料 149〕は令和 4 年度に、ウェブサイト〔資料 150〕は令和 5 年度に、それぞれリニューアルした。リーフレットでは教職大学院を修了することの具体的メリットや就職実績など、志願者の目線に立って再編した。ウェブサイトでは各種リンクを貼り、教職大学院の状況や多様な教育・研究成果に学外者が容易にアクセスできるような仕組みを整備した。

次に、デマンドサイドの主要アクターである佐賀県内教育関係者との各種協議会における意見交換・活動報告である。例えば年に 1 回開かれる「佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会」（「教育課程連携協議会」に相当）には、県教育委員会やけ県内市町教育委員会から多くの委員が参加している。そこでは、第一部で行われるカリキュラム等に関する意見交換だけでなく、第二部では学生による研究発表の機会を設けている〔前掲資料 22〕。また、年に 2 回開催される「佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会」には、県教育委員会の多くの部署から参加があり、教職大学院教員が主導する各種連携事業の成果報告等がなされている〔資料 156〕。

第三に、毎年度末に本教職大学院主催・県教育委員会共催の形式で開催される「研究成果発表会・シンポジウム」が挙げられる。修士 2 年生が行う 2 年間の研究成果発表会には、実習校のメンター教員その他県内の教員、

他教職大学院の教員・学生などが参加しており、多様な視点から活発な議論が展開されている。併せて、その時々、県内の主要な教育課題をテーマとして開催されるシンポジウムには、教職大学院教員と県内教育関係者が講演者あるいはシンポジストとして参加し、また県内外からも多くの教育関係者が参加しており、貴重な情報発信の機会となっている〔前掲資料 129〕。

第四に、研究科紀要の刊行である。研究科紀要は CD で刊行し、全ての学生の実習報告書や、実践研究報告書をまとめた研究論文等が掲載されている。また教員や修了生が執筆する独自の研究論文や、教職大学院教員全員の共同研究である「効果検証プロジェクト」の一環としての「修了生及びその勤務先管理職対象アンケート結果報告」など多様な論考を掲載することによって、教育研究活動の状況並びに成果を発信している。研究科紀要は学生の実習校他県内関係各所、他教職大学院に配付されており、また大学機関リポジトリからダウンロードできるようになっている〔前掲資料 154〕。

《必要な資料・データ等》

〔資料 149〕 佐賀大学教職大学院（学校教育学研究科）リーフレット

〔資料 150〕 教職大学院ウェブサイト

〔前掲資料 22〕 令和 5 年度佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）運営協議会配付資料

〔資料 156〕 令和 5 年度第 1 回「佐賀大学教育学部、佐賀大学大学院学校教育学研究科及び佐賀県教育委員会との連携・協力協議会」資料

〔前掲資料 129〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科（教職大学院）シンポジウム・研究成果発表会案内（令和 3～5 年度）

〔前掲資料 154〕 佐賀大学大学院学校教育学研究科紀要第 6 巻表紙・目次

（基準の達成状況についての自己評価：A）

情報発信の手段・機会として広報媒体のリーフレットやウェブサイトを定期的にアップデートしていること、県内教育関係者との各種協議会等においても運営に関する意見交換だけでなく学生の研究発表の機会を設けていること、県教育委員会との共催事業に教員が積極的に参加していること、学生の研究成果発表会及びシンポジウムに県内外から多くの参加者がいること、研究科紀要には非常に多くの論考を掲載していること等に鑑みて、基準を十分に達成していると判断できる。

Ⅷ 法令要件事項の確認

法令要件事項 (チェック式等により確認する事項)

チェック欄 (該当 ☑)	項目	根拠法令等	評価 基準、 観点等	根拠資料等
☑	教育課程連携協議会の設置、産業界等(教育委員会)との連携による教育課程の編成、実施・評価	専門職大学院設置基準第6条第3項、第6条の2	2-1 4-1	佐賀大学大学院学校教育学研究科(教職大学院)運営協議会規程(前掲資料67) 令和6年度学校教育学研究科運営協議会要旨(資料159)
☑	5領域についての授業科目(共通科目)の開設 (1)教育課程の編成及び実施に関する領域・	平15年告示第53号第8条第1項	2-1	(基礎データで確認)
☑	1年間又は1学期に履修科目として登録できる単位数の上限の設定	専門職大学院設置基準第11条	2-2	佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則(前掲資料7)
☑	修了要件単位数(45単位以上) うち実習10単位以上	専門職大学院設置基準第29条	2-1 2-4	佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則(前掲資料7)
☑	学生に対する評価及び修了の基準の明示等	専門職大学院設置基準第10条第2項	2-4	令和6年度履修案内(資料160) 佐賀大学大学院学校教育学研究科規則(前掲資料1) 佐賀大学大学院学校教育学研究科履修細則(前掲資料7)
☑	専任教員数	平15年告示第53号第1条 教科教育関連 26年告示161号	6-1	(基礎データで確認)
☑	必置専任教員数に対する実務家教員数(4割以上)	平15年告示第53号第2条第5項	6-1	(基礎データで確認)
☑	必置実務家教員のうちみなし実務家教員の割合(3分の2の範囲内)	平15年告示第53号第2条第2項	6-1	(基礎データで確認)
☑	みなし実務家教員の業務要件(授業担当年間4単位以上ほか)	平15年告示第53号第2条第2項 平30年告示第66号	6-1	(基礎データで確認)
☑	必置専任教員のうち教授の割合(必置の専任教員の半数)	15年告示53号第1条第7項	6-1	(基礎データで確認)
☑	SD研修に該当する機会の設定等	大学院設置基準第9条の3第1項	6-2	国立大学法人佐賀大学職員就業規則(資料161) 令和5年度教育学部・学校教育学研究科FD・SD研修会・講演会(資料162)

○ 項目6に際して、特に記述を要する事情等

上記、法令要件事項6の専任教員数につきまして、必置数15名に対し、本教職大学院の専任教員数は教職大学院所属(みなし教員3を含む)13名と学部所属教員のダブルカウント5名の計18名で構成し、教職大学院を運営して参りました。これは、ダブルカウント5名分は必要専任教員数の半数以上が教授であるという規定を満たすためのものです。即ち、必置数15名ということで、専任教授が8名必要であるところ、教職大学院専任教授は3名であるため、学部所属の教授5名をダブルカウントとして算入して8名としています。

しかし、事前相談時に、教員養成評価機構事務局より本学でダブルカウントと認識していた教員がダブルカウ

ントとしては4単位の指導実績に照らし合わせるとカウントできない可能性がある、とのご指摘をいただきました。

ご指摘を踏まえ、今後、以下のような対応策を講ずることにより教育の質を高めて参ります。

- ①残りの教授数5名はダブルカウントではなく、教職大学院所属の准教授から教授への昇格人事を進める。但し、大学教員歴や業績等に鑑み、一時に5名すべてを教授に昇任させることが難しい場合、②あるいは③、または双方の策を講じる。
- ②現在ダブルカウントとして本学で認識している（認められない可能性もある）学部所属教員について、教職大学院のダブルカウント専任教授として認められるよう、教職大学院学生の副指導教員を務めること等を通して関与を深め、ダブルカウントとして認められるための条件を満たしていく。
- ③ダブルカウントとしての要件を満たす学部からの教員配置を行う。

詳細につきましては、訪問調査にてご説明をしたいと考えております。